

NGO 共同レポート

国連人種差別撤廃委員会 (CERD)
政府報告書に関する事前質問リスト (LOIPR) 作成に向けて

<< 日本語 連結版 >>

作成

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

事務局：反差別国際運動 (IMADR) (imadrjc@imadr.org)

2025 年 8 月

人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）は、日本における人種差別をなくすために活動している NGO のネットワークです。2007 年の結成以降、人種差別撤廃委員会をはじめとした国連条約機関による日本の人権状況に関する審査に関わってきました。

共同レポート参加 NGO

- 反差別国際運動（IMADR）
- 外国人人権法連絡会
- 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
- 在日韓国人問題研究所（RAIK）
- 部落解放同盟（BLL）
- 在日本朝鮮人人権協会（HURAK）
- コリア NGO センター
- 札幌アイヌ協会
- 琉球弧の先住民族会（AIPR）
- 沖縄国際人権研究所（AOCHR）
- アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」（wam）
- 兵庫在日外国人人権協会
- 横浜市国籍条項撤廃連絡会
- 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
- 特定非営利活動法人難民支援協会（JAR）
- 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）
- NPO 法人中国帰国者の会
- マイノリティ女性フォーラム

目次

包括的人種差別撤廃対策及び法・条例制定	4
国内人権機関の設置.....	6
第4条(A)(B)の留保	7
ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの実態報告	8
ヘイトクライム対策.....	10
公人による差別／選挙中の差別扇動・差別発言.....	11
レイシャルプロファイリング	12
ICERD を部落問題に適用する	14
アイヌ民族の先住民族としての権利	15
琉球・沖縄の人々の権利	16
日米による琉球の軍事化がもたらす琉球民族とその資源にもたらす影響	19
琉球民族の先住民族としての認知.....	20
複合差別の実態把握とマイノリティ女性の意思決定への参加.....	21
条約の対象としての中国帰国者とその家族	22
朝鮮学校の子どもたちに対する差別	23
マイノリティの母語・母文化を学ぶ権利の未整備.....	25
外国人の公務就任権の制限（とくに地方公務員・公立学校教員）	26
永住外国人の出入国の権利.....	28
在日コリアンの地方参政権・住民投票権の否認.....	29
在日外国人障害者・高齢者の無年金問題.....	30
外国人に対する入居差別、雇用差別	32
日本軍性奴隷制.....	33
移民の子どもたちへの長期的な教育の保障.....	35
非正規滞在者の子どもの教育	37
SPRING の生活費支給対象者からの留学生排除	38
外国人への公的扶助制の差別的取り扱い.....	39
永住者を対象とする新たな在留資格取消事由の創設	40
育成就労制度における外国人労働者	42
人身取引	43
難民、庇護申請者	44
外国籍女性に対する暴力など複合差別	46

包括的人種差別撤廃対策及び法・条例制定

関係する条文： ICERD 2条、4条

関連する CERD 勧告：

2001年パラ9、10、12、2010年パラ9、2014年パラ7、8、12、15、2018年パラ7、8

その他の条約機関／UPRが出した勧告：

自由権規約委員会 2014年パラ7、8、2020年パラ8、9

LOIPRに含むべき質問：

- 1) 2016年施行のヘイトスピーチ解消法以降のヘイトスピーチ、ヘイトクライム、さらには住居、教育、サービス、医療、雇用の機会などあらゆる社会生活における人種差別の禁止、撤廃に関する国及び地方レベルにおいてなされた法・条例の制定及び改正について報告を求める。
- 2) インターネット上のヘイトスピーチを止めるために、法整備を含むどのような効果的な措置をとっているか。
- 3) 人種主義的なヘイトスピーチ、ヘイトクライムの根本的な原因に取り組み、人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、民族等の諸集団の間の理解、共生を促進するために、学校教育や社会教育にどのようなプログラムを組み込んでいるか。

質問の説明：

日本は人種差別撤廃政策を策定しておらず、条約第2条の義務を果たしていない。

様々な生活分野における差別の実態

2016年に施行されたヘイトスピーチ解消法は、対象とする差別行為は、適法に居住する外国にルーツをもつ人たちに対する差別的言動のみである。しかもそれを明確に禁止する条項も制裁条項もなく、救済手続きもない。

しかし実際には様々な生活分野における差別実態が確認されている。例えば「入居差別」であるが、在留外国人向けメディアを運営する「株式会社 YOLO JAPAN」のアンケート調査（2020年公表）によれば、「家を探したことがある」と回答した外国人のうち43%が外国人であることを理由に断られていた。同調査には「内見の際に気に入った物件がいくつかあったのですが、外国人だからという理由で貸せないと大家に断られました。」（インド／20代女性）「いくつか物件を内見して回ったのに、家に帰ったら電話がきて外国人にはサービスを提供しないとされました」（アルジェリア／20代男性）等の声が掲載されている。同様に民間会社「LIFULL HOME'S」が2022年に実施した調査でも「外国人であることを理由に、内見や契約手続きで差別を受けた／不平等さを感じた」との回答は40.5%にのぼった。神奈川県川崎市の調査「外国人市民意識実態調査」（2025年公表）でも「外国人であることを理由に入居を断られた」が26.1%、「外国人であることを理由に物件を紹介してもらえなかった」が17.1%であった。同市も前回調査（2019年）と比較して前者は同ポイント、後者は2.9%上がっており、現在も入居差別が改善されていないことが窺える。

依然として「入店差別」もあり、2020年に新型コロナウイルスが問題化して以降、中国人の入店を拒否する店が散見された。2024年には、東京都内のイタリアン料理店が「韓国人・中国人お断り」と店頭でポスターを掲示したことから大きな問題となった。「就職差別」については、関西学院大学・人権教育研究室が同学や他大学の在日コリアン、外国籍（留学生を含む）、難民など外国にルーツのある在学生の就活に対する不安の実態、または卒業生たちの就職活動の実態に関する「大学における在日外国人学生の就職等における人権保障と大学の課題についての研究」（2021年）を行なった。その調査結果によれば、就活中の学生3分の2が何らかの不安を感じており、卒業生の4割が就活中に何らかの差別・偏見を感じていた。実際、2022年には牛丼の大手チェーン店「吉野家ホールディングス」が日本国籍の就活生を名前で外国籍と判断して採用説明会への参加を断り、株主総会で一連の不祥事を謝罪する事態が起きている。2024年にも海外ルーツの日本人学生が名前だけで企業側に留学生だと決めつけられ、採用説明会への参加を拒否された事例が報道された。ホテルの宿泊拒否例もある。2025年、神戸市に住む在日コリアン3世の女性が、東京都内のホテルでチェックイ

ンする際、法的根拠が無いにも関わらずパスポートなどの提示を求められた。これを断ったところ宿泊を拒否された。現在、ホテルの運営会社に損害賠償を求めて訴えている。

国・地方レベルでの差別禁止法・条例の現状

現在も、国レベルで、包括的に人種差別を禁止し撤廃するための政策自体がなく、法制度もないままである。

日本で差別の事例に対処するためには、不法行為などの一般的な規定を用いての民事裁判、脅迫罪などの規定を用いての刑事裁判をやるしかない。しかし、不特定の集団に対する差別的言動などは、違法ではないため、「加害者を裁判に附する」ことすらできない。差別を禁止する法律がないため、裁判所がそうした行為を差別である、と認める保証はない。また、日本には国内人権機関が存在しないため、唯一の救済手段は訴訟を起こすことであるが、費用と時間がかかる。

差別的な言動が特定の個人ではなく、一般的な属性によって区別される集団を標的とする場合、適用可能な法律や法的救済がないことも問題である。例えば、「女性」「障がい者」「ムスリム」「外国人」「クルド人」一般をターゲットにしたヘイトスピーチとめる法的手段は存在しない（唯一の例外は後述する川崎市条例である。詳しくは7ページを参照。）

人種差別撤廃委員会からもヘイトスピーチ解消法の改正、包括的な差別禁止法の制定などを求められているが、国では何ら法整備がなされていない。

他方、地方では解消法を法的根拠にいくつかの差別撤廃条例が制定されており、なかでも画期的なのは、ヘイトスピーチを禁止しただけでなく、日本で初めて刑事罰の対象とした、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例である。ただし、刑事規制を定めた法・条例は現時点で同条例のみである。差別の禁止、制裁条項を含む法規範を拡大するには、国が人種差別撤廃委員会に対し、同条例を人種差別撤廃委員会に公的に報告することが重要である。

インターネット

インターネット上の表現については、誹謗中傷対策として「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が改正され、2024年には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」となった。しかし、最も問題である、不特定の集団に対するヘイトスピーチは対策の対象外であり、禁止規定もなく、野放し状態である。

教育

人種差別の歴史、現状等を学び、人種差別をなくすための教育は、政府の教育プログラムの中には入っていない。国は、根本的に人種差別をなくす取り組みを行っていない。

作成団体： 外国人権法連絡会

国内人権機関の設置
関係する条文： ICERD 第6条、7条
関連する CERD 勧告： 2018 年 CERD/C/JPN/CO/10-11 paras 10, 11 2019 年 フォローアップ勧告に対する政府回答 2020 年 政府フォローアップ情報への委員会の回答 その他条約機関／人権理事会が出した勧告： 2024 年 CEDAW/ CEDAW/C/JPN/CO/9 パラ 22 2022 年 CCPR/C/JPN/CO/7 パラ 7 2022 年 CRPD/C/JPN/CO/1 パラ 70 2024 年 A/HRC/56/55/Add.1 パラ 85 (g) (ii) ビジネスと人権作業部会訪日調査報告書
LOIPR に含むべき質問： 1) 法務省の人権救済制度と、多数の国で設置されているパリ原則に基づく独立した国内人権機関との間にある違いについて具体的に説明をしてほしい。 2) 人権救済制度の下で人権侵犯が認められたケースの救済の実効性（特に、申立人の被害からの救済と被申立人の啓発）について評価をする仕組みはあるのか？
質問の説明： 2018 年の審査で委員会は国内人権機関の設置を促し、フォローアップ勧告に指定した。2019 年、政府はフォローアップ情報として、「人権救済制度の在り方については引き続き検討中である」と答えた。同時に、法務省の現行制度について詳しい情報を提供した。委員会の勧告は人権救済も含む幅広い任務をもつ「国内人権機関の設置」であり、人権救済制度に限定されたものではない。この対応は極めて不誠実である。政府は、法務省の人権救済制度とパリ原則に基づく国内人権機関との違いについて、明確にするべきである。 2023 年に訪日調査をしたビジネスと人権作業部会は、アイヌ民族、在日コリアン、被差別部落民の受けている差別や不平等な扱いについて聞き取りをし、その内容を報告書で明らかにした。作業部会は、それら差別も含み、人権侵害への対応として、国内人権機関の早期設置を促した。報告書は国連人権理事会 56 会期で採択された。第 4 サイクルの UPR 審査でも国内人権機関の設置を促す勧告が 29 ヶ国から出ており、その報告書は人権理事会 53 会期で採択された。日本は現在 5 期目の人権理事国を務めている。その国に国内人権機関がないことは恥ずべきである。 2023 年、自民党国会議員によるヘイトスピーチの被害者であるアイヌ女性と在日コリアン女性は、法務省の人権救済制度のもと、人権侵犯の申立てを行い、同年に「人権侵犯があった」という認定を受けた。その後、この国会議員は、ソーシャルメディアで、法務省の人権侵犯認定制度の正当性に異議を唱え、アイヌ民族に対する誹謗中傷を繰り返した。さらに 2025 年 3 月、彼女は参議院選挙の自民党公認候補に指名され、その直後のメディア取材において、「人権侵犯の認定は受けていない。法務省にもそのことを確認した」「私は差別をしていない」と答えた。このことは報道各社で大きくとりあげられた。私たちはこの発言に対して、自民党総裁に、発言を撤回し、法務省の認定を正式に認めるよう申し入れたが返答はない。「法務省にも確認した」という虚偽の発言に対し、法務省は公式な見解は行っていない。これら一連の言動はマイノリティ女性をさらに差別し、不安に陥れる。国内人権機関の代替であるかのように政府が言及を続けるこの制度が、実効性のある被害救済になっているのかどうか、政府は評価をすべきである。さらに、審判を出したらケース終了ではなく、フォローアップ調査をすべきである。

作成団体： IMADR

第 4 条(a)(b)の留保
関係する条文： ICERD 4 条 (a)(b) 項
関連する CERD 勧告： 2001 年パラ 11、2010 年パラ 13、2014 年パラ 10、2018 年パラ 11・12 その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 4 条(a)(b)の定める行為のうち、暴力行為及びその扇動を含む、すべての行為について刑事罰規制は憲法上不可能なのか。重大、悪質な行為に限定しての処罰も不可能なのか。 2) 同条項の留保の全部または一部の撤回の可能性について各行為ごとに具体的にどのように検討したのか、検討中であればいつまでに結論をだすのか、具体的に検討した内容とその結果の説明を求める。
質問の説明： CERD は日本政府に対し毎回 4 条(a)(b)の留保の撤回、もしくは撤回に向けた検討を求めているが、政府はこれまで具体的な検討内容について一切報告を行ってきていないので、具体的な質問が必要かつ有効である。 なお、国レベルの法律では現在までヘイトスピーチ、ヘイトクライムについての刑事規制は行われていないが、神奈川県川崎市では、ヘイトスピーチ解消法を法的根拠として、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が 2020 年に完全施行された。その 12 条では、外国ルーツの人に対する脅迫、侮辱もしくは排除を煽る差別的言動が公の場で 3 回繰り返された場合、氏名を公表し、かつ、最高 50 万円の罰金刑が科されると定めている。同条例については法務省のウェブサイトでも紹介され、政府は同条例が憲法に違反しないことを事実上認めている。裁判所も同条例を違法と判断したことはない。 よって政府も 4 条に該当する言動の処罰がすべて憲法違反でないことを認識しており、4 条(a)(b)の留保の撤回は可能なはずである。

作成団体： 外国人権法連絡会

<p>ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの実態報告</p>
<p>関係する条文： ICERD 2 条、4 条</p>
<p>関連する CERD 勧告： 2001 年パラ 13、2010 年パラ 14、2014 年パラ 11、2018 年パラ 13、14 その他の条約機関／UPR が出した勧告： 自由権規約委員会 2014 年パラ 12、2022 年パラ 12、13</p>
<p>LOIPR に含むべき質問：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ヘイトスピーチ解消法施行後、ヘイトスピーチは減少したと認識しているか。ヘイトスピーチの対象別（外国人全体、旧植民地出身者、外国人労働者、難民申請者、非正規滞在者、コリアン、中国人、クルド人、被差別部落出身者、在日コリアン女性など複合的なマイノリティ性をもつ者など）、主体別（公的機関、公人、著名人、メディア、差別主義団体など）、方法別（デモ、街宣、ポスター、報道、出版、インターネットなど）にヘイトスピーチの状況について報告を求める。裁判例があれば裁判例の報告を求める。 2) ヘイトクライムについての状況について、被害者の民族的出身、民族別に細分化した捜査、訴追および有罪判決に関する統計を求める。裁判例があれば裁判例の報告を求める。 3) ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを含む人種差別について公的、定期的にどのような調査を行っているか？
<p>質問の説明：</p> <p>ヘイトスピーチ解消法後、ヘイトデモの回数は減ったが、その他のヘイトスピーチは変わらず、選挙におけるヘイトスピーチ、インターネット上のヘイトスピーチ等は深刻化し、ヘイトクライムは頻発している。</p> <p><u>クルド人へのヘイト</u></p> <p>2023 年夏より、主にトルコから渡日してきたクルド人への差別が激化している。きっかけは 2023 年 6 月に国会で可決された難民申請中でも強制送還を可能にする改定入管法であり、同法の議論が始まると難民申請者の多いクルド人が報道等で注目された。</p> <p>インターネット上にはクルド人を排斥、暴力・殺害を仄めかす投稿が溢れている。集住地区である埼玉県南部の川口市・蕨市では排外主義団体によるデモや街宣も起きている。この他、複数のクルド人を監視する「自警団」を名乗る民間団体も現れ、あるいは YouTuber らによる無断での盗撮行為も繰り返され、クルド人の日常生活を恐怖に陥れている。例えば 2024 年 9 月には、クルド人の子どもが万引きをしたかのようなデマ投稿（隠し撮り動画+画像）が X で拡散され、8 億回閲覧された。</p> <p>支援団体も標的にされており、ある団体には「クルド人皆殺しにした方がいい」「クルド人は日本に要らない。こんな活動を行なっている貴様ら売国奴も含めて追放運動を実施している。日本から出ていけ！」と書かれたメールや手紙が 100 件以上も届いている。</p> <p><u>ヘイトクライム</u></p> <p>ヘイトクライムが頻発している。2020 年 1 月には神奈川県川崎市にある多文化交流施設「川崎市ふれあい館」に在日コリアンの「抹殺」を宣言する年賀状、同月後半には館の爆破予告を含む脅迫状が届いた。2021 年 3 月、同館館長宛てに「死ね」と書かれた脅迫文と「コロナウイルス入り」とする開封済みの菓子袋が送られてきた。同年 7～8 月には愛知県の韓国民団施設や隣接の名古屋韓国学校、在日コリアンの集住地区である京都府宇治市ウトロへの連続放火事件が発生した。2022 年 4 月、インターナショナルスクール「コリア国際学園」（大阪府茨木市）に男性が侵入、段ボールに火をつけ、床を焼損させた。同年 9 月、徳島県の在日本大韓国民団・徳島県地方本部に銃撃を示唆する脅迫状が投函された。</p> <p>上記徳島事件では検察官がいわゆる「ヘイトクライム」であると述べた。裁判官も「韓国や民団</p>

に一方的な嫌悪感を抱き、増幅させた。偏見にまみれた極めて独善的で身勝手なもの」とし、実質的な「ヘイトクライム」と認定した。他方、これ以外は裁判で「ヘイトクライム」とはされていない。

この他、2022年6月、ダンス教室の看板を含め計9カ所に「在日 korean 死ね」といった落書きをしたとして、東京都豊島区在住の女性が逮捕された。続いて9月には東京都 JR 赤羽駅で「朝鮮人コロス会」、10月にも群馬県高崎市の JR 新町駅に隣接する公衆トイレの個室に落書き「在日かんこく人を殺す会」が確認されている。

国際情勢と連動した差別事件も散見された。2020年、新型コロナウイルス感染症がパンデミック化すると、ゼロ号患者が中国武漢市で見つかったことから中国人が差別の対象とされた。横浜中華街の老舗には「中国人はゴミだ」「早く日本から出ていけ」と書かれた封書が届いた。2022年2月にロシアがウクライナ侵攻を開始すると、東京都内でロシア食品専門店の看板が破壊された。2022年10月には朝鮮民主主義人民共和国が弾道ミサイルを発射後、朝鮮学校の生徒が見知らぬ人から暴行を受けた。

インターネット上のヘイト

インターネット上の差別煽動に変化はなく、常時ヘイトスピーチで溢れている状態にあり、物理的な暴力（＝ヘイトクライム）を誘発させることも頻発するヘイトクライム事件で明らかとなった。上述のウトロ等とコリア国際学園放火事件の犯人は YouTube や Yahoo! ニュースのコメント欄、X（旧 Twitter）における差別的な書き込み／デマ情報に影響され、犯行に及んだことがことを両名共に認めている

災害や事件等が発生の際、差別的なデマが表出される事態も常態化している。2024年1月1日に石川県能登地方で最大震度7の地震が発生した。その直後から SNS には「外国人窃盗団が能登半島に集結している」といった根拠不明な書き込みが相次いだ。

アイヌ民族に対するネットヘイトの止まっておらず、「北海道アイヌ生活実態調査」によれば「差別を受けた」と答えた人の約3割が「SNSの書き込み等」であった。

肌の色を理由とした人種差別（Nワード等）も横行しており、被害に遭ったスポーツ選手が抗議の声を上げている。

作成団体： 外国人権法連絡会

ヘイトクライム対策
関係する条文： ICERD 2条、4条
関連する CERD 勧告： 2014年パラ 11、2018年パラ 13、14 その他の条約機関／UPR が出した勧告： 自由権規約委員会 2014年パラ 12、2022年 12、13
LOIPR に含むべき質問： 1) ヘイトクライムの調査、防止、制裁、啓発、根絶についていかなる政策、法整備をおこなっているか？国に対策部署があるか？ 2) ヘイトクライムが起きた場合に公的機関、高位の公人が非難をしたり、ヘイトクライムの被害者を訪問するなど、国としてヘイトクライム根絶の姿勢を明示しているか？ 3) 警察官、検察官が、犯罪の背景にある人種的動機を特定し、苦情を登録し、ならびに事件を捜査および訴追するためのガイドラインを作成しているか。裁判官が、人種的動機を適切に認定し、認定した場合に量刑に反映するためのガイドラインを作成しているか？ 4) 警察官、検察官および裁判官を含む法執行官について、ヘイトクライムとヘイトスピーチ解消法について、どのような研修を行っているか？
質問の説明： 別項目のヘイトクライムの実態報告のとおり、ヘイトクライムは頻発し、放火のように死に直結する事案も起きている。しかし国は未だヘイトクライムの定義すら明確にせず、何らヘイトクライム対策をとっていない。外国人権法連絡会は、2022年4月法務大臣と面談し、国に対策部署を設置し、ヘイトクライムの調査を行い、対策検討を行うこと、ヘイトクライムに対し首相などがすぐに非難を発すること、ヘイトクライムのガイドラインを作成し、研修を行うことなど具体的に要望したが、未だ何ら実現していない。

作成団体： 外国人権法連絡会

公人による差別／選挙中の差別扇動・差別発言
関係する条文： ICERD 4条(c)
関連する CERD 勧告： 2018年 CERD/C/JPN/CO/9-10 パラ 14 (g) 2014年 CERD/C/JPN/CO/7-8 パラ 11 (d) 2010年 CERD/C/JPN/CO/3-6 パラ 14 2001年 CERD/C/58/CRP パラ 15 その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 政府高官や政治家による数々の差別発言に対して、CERD は継続的に勧告を出してきた。それに応じて、政府は具体的な対応や措置をとったことはあるか？あればその事例を示せ。 2) 選挙期間中、公職選挙法を盾に、選挙運動を利用したヘイトスピーチがまかり通っている。また、偽情報に基づいた仮説のもと人種差別や外国人嫌悪につながる宣伝も広く行われている。先の国政選挙ではこの問題がさらに顕著となった。この問題に対する政府の認識と対応について示せ。
質問の説明： 委員会による継続的な勧告にもかかわらず、政治家や政府高官による差別発言に関して、政府は条約4条(c)に基づいた適切な対応を一切とってこなかった。そのような中、2022 年末、当時与党議員であり政務官であった MS は、自身のブログにアイヌ女性と在日コリアン女性を侮辱するヘイトスピーチの記事を掲載したことで、国会で追求され、政務官辞任に追い込まれた。当事者女性および NGO の抗議に関わらず、またヘイトスピーチ解消法があるにも関わらず、政府はこの記事を「ヘイトスピーチ」「差別」であるとは認めなかった。 2023 年 10 月、当事者のアイヌ女性と在日コリアン女性による人権審判申立てにより、法務省人権擁護局は当該記事に「人権侵犯」があったと判定し、同議員に説示を行った。同議員はその後も「差別はしていない」と否定し、アイヌ民族を誹謗中傷する発言を SNS などを通して続けた。2025 年 3 月のメディア取材においても同様の発言をした（「国内人権機関の項を参照」）。国の指導的立場にいる者や著名人による発言は大きな影響力をもち、良い方向にも悪い方向にも誘導する。歴代政府は、条約4条(c)のもと、公人による「差別発言」に無視を装い、態度を表明してこなかった。ヘイトスピーチ解消法および4条(c)のもと、政府は明確で毅然とした対応を確立すべきである。 選挙運動における排外主義的なスローガンや差別を煽る発言がより頻繁にあからさまに行われるようになった。今年7月の参議院選挙で、「日本人ファースト」の看板を掲げ、虚偽のデータや事実無根の情報を示して、「外国人は日本人より優遇されている」「外国人による犯罪事件が増えた」「外国人が低賃金だから日本人の給料はあがらない」などと宣伝する政党が大量の票を獲得した。それに続き、同類の政策を掲げる政党もあった。また、在日コリアンに対する差別語を使ったり、外国人に差別的なレッテル貼りをするなど、政党党首や候補者による差別発言も多く目撃された。選挙期間における虚偽情報やデマに対する規制は特定の候補者に向けられたものでない限り、存在しないため、こうした宣伝や発言は不問に付されたままである。現行のヘイトスピーチ解消法は啓発のみが対応策であり、それら行動の規制にはつながらない。有効な法的規制がないことが、立候補者の特権であるかのようにはき違えた言動が横行している。国政選挙だけでなく、地方選挙においても同様の事態が起きている。政府は危機感をもって、持続的で有効的な対応策を早急に立てなくてはならない。

作成団体： IMADR

レイシャルプロファイリング
関係する条文： ICERD 2条1項(a)、(b)、4条(c)、6条
関連する CERD 勧告： 2014年パラ25、2018年パラ23、24 その他の条約機関／UPRが出した勧告： 自由権規約委員会2014年パラ20
LOIPRに含むべき質問： 1) 警察官及び検察官が職務の遂行において、対象者や関係者の人種、皮膚の色、国籍、民族、性別、宗教等の属性に由来する差別や偏見に基づかないようにするために、いかなる政策、法整備を行なっているか。国に対策部署はあるか。 2) 警察官及び検察官について、差別や偏見が職務に及ぼす影響に関し、また、ヘイトスピーチについて、どのような研修を実施しているか。 3) 警察官及び検察官により差別や偏見に基づいた職務遂行の被害に遭ったという個別の訴え（訴訟に限らない）はあるか。それに対し、どのように調査を行い、どのような処分ないし再発防止策を採用し、どのような救済措置を提供したか。 4) 職務質問におけるレイシャル・プロファイリングの調査、防止、制裁、啓発、根絶について、いかなる政策、法整備を行なっているか。詳細なガイドラインは策定しているか。国に対策部署があるか。 5) 職務質問の適法性に関する事後的な検証を可能にするため、詳細な記録を義務付けているか。その記録は公開しているか。 6) 警察官によるムスリムに対する監視活動は継続しているか。
質問の説明： <u>警察官の職務執行におけるレイシャルプロファイリング一般</u> 警察官の職務執行に際し、人種や外見に基づく差別的扱いが疑われる事例が報告されている。2021年、南アジア出身の女性が3歳の娘と公園で日本人男性から人種差別的暴言を受けた事案では、臨場した警察官らが加害男性の差別的言動を看過し、男性の根拠のない言いかけを信じて女性と娘にそれを認めるよう長時間迫った。警察官らは女性と娘を警察署に連行し、女性を部屋から出して3歳の娘1人から事情聴取をするなどした。さらに、女性の承諾なく氏名・住所・電話番号を加害男性に提供した。このような対応は女性が外国人でなければあり得なかったと考えられる。女性と娘は、東京都に対して国家賠償請求訴訟を提起している。 <u>ヘイトスピーチ問題への警察対応</u> 「ヘイトスピーチ解消法」成立前には、ヘイトデモ・街宣に抗議する人々に対し現場の警察官が暴力を奮う場面があったが、「解消法」後はそうした行為は減少している。しかし現在も抗議者を敵視する言動は確認されており、2024年2月18日の埼玉県蕨駅周辺での排外主義団体のデモでは、抗議していた市民に埼玉県警職員が「雑魚ども」と発言して問題となった。排外主義団体を「守る」形での警備も続いている。「解消法」施行後のヘイトデモでは、警察の先導車から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければなりません」とのアナウンスをするようになったが、実施されない場合もあり対応の統一化はなされていない。
<u>職務質問におけるレイシャルプロファイリング</u> 職務質問では特にレイシャルプロファイリングが日常的に行われていると考えられる。2021年には在日米国大使館がツイッターでレイシャルプロファイリング事案の発生を警告した。東京弁護士会が2022年に実施した外国にルーツを持つ人への調査では、回答者の62.9%が過去5年間に職務質問を受け、そのうち85.4%が警察官が最初から自分を外国にルーツを持つと認識していたと感じ、その理由として92.2%が身体的特徴を挙げた。警察側は「警察官職務執行法に基づき、正当な

理由のある場合のみ職務質問を行っている」と説明している。警察庁は 2022 年に調査を行い、2021 年の職務質問で不適切な言動が 6 件あったと発表した。レイシャルプロファイリングの本質である対象者選定段階については問題にされておらず、問題の矮小化とも受け取れる。職務質問におけるレイシャルプロファイリングに関して国家賠償請求訴訟が提起され、現在一審で審理中である。

ムスリムに対する民族的・宗教的プロファイリング

人種差別撤廃委員会の勧告にも関わらず、各地のモスクに警察官が定期的に訪問を続けており、プロファイリングと集団監視に関する調査は行われず、責任追及や再発防止を含む救済措置は一切とられていない。以前のような監視が継続しているかについて判断できる有力な証拠は得られていないが、監視が終了した証拠もない状況である。

作成団体： 外国人権法連絡会

ICERD を部落問題に適用する
関係する条文： ICERD 1条1項
関連する CERD 勧告： 2018 年の総括所見 パラ 20 (b) (g)、一般的勧告 29 その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 条約第一条の人種の定義にある Descent 世系に部落問題が含まれるか。 2) 改正個人情報保護法の要配慮個人情報に戸籍情報は含まれるか。
質問の説明： 1) 政府は含まれないと回答しているために、委員会は 2002 年一般的勧告 29 を採択し、2018 年「一般的勧告を受け入れなさい」と勧告している。政府は Descent 世系には人種的意味合いが含まれるが、部落問題は人種的意味合いのない社会的身分であるので、Descent 世系に部落問題は含まれないとの政府見解を出している。しかし、Descent の訳である世系は日本語である。（衆議院議員の質問主意書への答弁）この日本語は皇統譜に使用されていることから、人種的意味合いだけでなく、社会的身分も含む概念であるので政府見解は誤りである。委員会の一般的勧告 29 を受け入れ、部落問題を含むと、政府見解を変更する必要がある。 2) 委員会は、戸籍情報の不正入手差別事件の徹底調査、不正入手者の処罰と差別事件の責任の所在を明らかにすることを求めている。インターネット上の戸籍情報が差別を生み出すために、部落に関する戸籍情報は極秘扱いにし、濫用事案に対しては制裁措置をとることも勧告した ¹ 。 電子版部落地名総鑑事件の裁判で、「憲法第 13 条・個人の尊重、14 条の平等と差別されない趣旨に鑑みると、人は誰でも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的権利は保障される」として、「差別されない権利」を認め、損害賠償を認めた。それでも加害者はさらに、「部落探訪」として、400 を超える被差別部落をインターネットに「さらし」続けている。部落解放同盟は、削除を求める裁判を提起している。 電子情報化された個人情報は、2017 年の個人情報保護法改正で個人のプライバシー情報及びセンシティブ情報を「要配慮個人情報」とし、本人同意がなければ、取得、利用、第三者提供禁止、罰則規定の下で管理することになった。電子情報化された戸籍情報はプライバシー情報及びセンシティブ情報を含むため、「要配慮個人情報」として管理すべきである。現在も有資格者は「職務上請求書」で自由に取得できる状況が継続している。

作成団体： 部落解放同盟

¹ CERD/C/JPN/CO/10-11, パラ 20 (g).

アイヌ民族の先住民族としての権利
関係する条文： ICERD 1条1項、2条、4条(a),(c)
関連する CERD 勧告： CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 16, CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 20 CERD/C/JPN/3-6、パラ 20 その他の条約機関／UPR が出した勧告： A/HRC/56/55/Add.1、パラ 40-43
LOIPR に含むべき質問： 1) アイヌ施策推進法第1条でアイヌを先住民族と認めているにもかかわらず、法律には、アイヌ民族の先住民族としての権利が明示的かつ具体的に認められていないのは何故なのか説明してください。 2) 同法第4条がアイヌに対する差別を明示的に禁止しているにもかかわらず、差別に対する制裁を何にも規定していないのは何故なのか説明してください。 3) 締約国がアイヌの人々の生活改善のために具体的にどのような政策・措置を講じているか説明してください。
質問の説明： 1) 2020年8月17日、ラポロアイヌネイションはアイヌ固有の権利に基づくサケ漁獲権の確認を求めて、国及び北海道を相手どり、札幌地方裁判所に訴訟を起した。これは日本初の先住民族の権利を求める訴訟である。原告は2024年4月19日の第一審で敗訴し、現在は高等裁判所にて係争中である。これに関係して、2023年訪日調査をしたビジネスと人権に関する作業部会はその報告書において「再生可能エネルギー分野を含む様々な開発プロジェクトにおいて、アイヌ民族の自由で事前の情報に基づく同意 (FPIC) が得られていないことも同様に懸念される」と表明した。 2) アイヌ民族に対する誹謗中傷、ヘイトスピーチ、虚偽情報がインターネットおよびリアル世界の両方において蔓延している。アイヌ民族に対する差別や偏見はビジネスと人権作業部会も指摘しており、報告書で「43. 作業部会はまた、印刷物やインターネット上で、アイヌ民族に対する敵意ある歪曲化された見解が急増しているとの報告を受けている」と述べている。観光を通じたアイヌ文化に関する理解と啓発など、政府の取り組みを評価しつつも、国立アイヌ民族博物館ウポポイで働くアイヌ職員が人種的なハラスメントや精神的苦痛に直面しているとの報告について懸念する」と記している。アイヌ施策推進法はアイヌ民族への差別を明確に禁止しているが、制裁規定は設けていない。このため、アイヌに対するヘイトスピーチや誹謗中傷行為は容認され、公的に対処されていない。 3) 経済的状况により高等教育を断念せざるを得ないアイヌの子どもたちがいる。その背景に、北海道庁は北海道在住のアイヌを対象に無利子貸与奨学金制度を設けているが、貸与の全額を卒業後20年以内に返済しなくてはならないこと、さらに、融資には連帯保証人が必須とされていることがある。北海道が2023年に実施した調査によれば、同地域におけるアイヌと一般住民の大学進学率には依然として26.8%の格差がある。2022年に改善したものの、依然として顕著な数値である。また、アイヌの子どもたちの大学・高等専門学校への進学率は24.7%であり、文部科学省が同年に報告した全国平均値と比較して33%以上の大きな差があることも明らかになった。これらの結果は、政府による積極的な支援の必要性を示している。同調査では、アイヌ世帯の20.1%が年収200万円未満であり、アイヌ高齢者世帯の71.5%が生活保護を受給していることも明らかになった。また、回答者の38.5%が第三次産業に従事し、次いで第一次産業が30.8%、第二次産業が16.5%であった。なお、本調査は北海道において定期的に実施されているものであるが、全国にもアイヌの人々が居住しているにも関わらず、全国調査ではないことに留意が必要である。

作成団体： 札幌アイヌ協会／IMADR

琉球・沖縄の人々の権利

関係する条文： ICERD 2条1項、5条

関連する CERD 勧告：

2014年 CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 21

2018年 CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 17、18

CERD/EWUAP/115thsession/2025/CS/BJ/ks (2025) (Urgent Action Early Warning に基づくレター)

他の条約機関／UPR が出した勧告：

2024年 CEDAW/C/JPN/CO/9、パラ 27

2013年 CAT/C/JPN/CO/2、パラ 20

LOIPR に含むべき質問：

- 1) 琉球の人々および沖縄県民に対する構造的差別の実態ならびにこれに対処するために政府が講じている措置について、詳細な情報を提出されたい。特に、既に米軍施設が集中している地域における新たな軍事基地の建設に関連して説明されたい。さらに、2025年5月に人種差別撤廃委員会（CERD）が早期警告・緊急措置手続の下で日本政府に送付した書簡（同年8月1日までの情報提供を要請）²に対し、2025年8月15日現在においても日本政府が回答を行っていない事実²に留意されたい。また、2019年に実施された沖縄県民投票の結果、ならびに埋立事業に関して沖縄県知事が最高裁判所に至るまで法的手段を通じて示している反対の立場についても考慮されたい。
- 2) 沖縄県に駐留する米軍人によって行われた性暴力に関し、人種差別撤廃委員会（CERD）および女子差別撤廃委員会（CEDAW）の勧告を実施するために講じられた具体的措置について、詳細な情報を提出されたい。特に、加害者に対する適切な処罰の確保および被害者への補償の確保に関する措置について説明されたい。あわせて、これらの措置の導入前後における比較データを提出されたい。具体的には、逮捕件数・逮捕率、起訴件数・起訴率、有期刑の刑期の長さ、その他関連する統計を含むこと。

質問の説明：

1) 1996年の「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）において日米両政府は普天間飛行場の閉鎖を決定し、その代替として沖縄本島北部、名護市東海岸の辺野古・大浦湾地区への新施設建設を進めている。これに対し、2019年2月の辺野古・大浦湾地区への新施設建設に関する県民投票において72%が反対票を投じるなど沖縄の人々は一貫して反対の意思を示しており、沖縄県知事も、その権限を用いて国の埋め立て申請を許可しなかった。沖縄県は国と最高裁まで争い、最高裁が埋立を伴う基地の設計変更を許可するように求めたが沖縄県知事はこれを拒否し、2023年12月28日、国土交通大臣は、地方自治法の代執行を史上初めて実行し、沖縄県知事に代わって事業の設計変更を承認した。

国連人種差別撤廃委員会は、2025年5月12日、沖縄の市民社会組織からの情報提供を受けて「早期警戒と緊急措置」手続きに基づき、沖縄県の辺野古・大浦地区における米軍の新基地建設計画が、人種差別撤廃条約の下で保護されている琉球・沖縄の先住民族の権利、特に健康に対する権利、環境に対する権利、共同体としての土地、領域、資源を所有、開発、管理、利用する権利の侵害にあたることを懸念する書簡を日本政府に送付した。

日本政府は8月15日の段階で情報提供を行っていない。日本政府は従来より琉球・沖縄の人々は先住民族ではないという従来の主張を繰り返しているが、琉球・沖縄の歴史を鑑みれば琉球・沖縄人々の先住民族としての権利を訴える声を国家が無化することはあってはならない。県民投票や沖縄県知事が最高裁まで争って示した埋め立て反対の意思を尊重せず、すでに過重な米軍基地負担に苦しむ沖縄にさらなる基地建設を強行することは、琉球・沖縄の人々に対する構造的差別の強化に当たるとはならないか？

² CERD/EWUAP/115thsession/2025/CS/BJ/ks.

1996年、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の下で、日本国政府と米国政府は普天間飛行場を閉鎖し、沖縄本島北部名護市辺野古・大浦湾地域に新たな施設を建設することで合意した。これに対し、沖縄県民は一貫して反対の意思を表明しており、そのことは2019年の県民投票において72%が新基地建設に反対票を投じた結果にも示されている。沖縄県知事もまた、埋立て承認に関する国の申請を自らの公的権限に基づき拒否してきた。

沖縄県は国を相手に最高裁判所に至るまで争ったが、最終的に最高裁判所は埋立設計変更に関して沖縄県知事に承認を命じた。しかし、知事はこれを拒否した。2023年12月28日には、歴史上初めて、国土交通大臣が地方自治法に基づく代執行を行い、知事の権限を超えて承認を実施した。

2025年5月12日、人種差別撤廃委員会（CERD）は、沖縄の市民社会団体からの情報提供を受け、早期警告・緊急措置手続の下で日本政府に書簡を送付した。同書簡において委員会は、辺野古・大浦湾地域での米軍基地建設計画が、人種差別撤廃条約（ICERD）により保護される琉球・沖縄の先住民族の権利、とりわけ健康への権利、清浄で持続可能な環境への権利、ならびに共同の土地・領域・資源を所有し、開発し、管理し、利用する権利を侵害する可能性があるとの懸念を表明した³。

しかし、2025年8月15日現在に至るまで、日本政府は回答を行っていない。政府は一貫して、琉球・沖縄の人々を先住民族とは認めない立場を繰り返してきた。しかしながら、琉球諸島とその人々の固有の歴史を踏まえれば、琉球先住民族の権利承認を求める声を国家が退けるいかなる試みも容認し得ない。県民投票の結果および知事による法的抵抗を顧みず、既に過度に軍事化された地域にさらなる負担を課すことは、琉球の先住民族および沖縄県民に対する構造的差別に該当する可能性がある。

2) CERDは「人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見」で、米軍基地の存在による沖縄の女性たちに対する暴力について懸念を示し、「女性への暴力を含む、琉球／沖縄の人々の適切な安全と保護を確保し、加害者の適切な起訴及び有罪判決を確保することを勧告」⁴した。

加えてCEDAWは日本の第9次定期報告に関する総括所見において、「沖縄の軍事基地にいる米軍人による女性に対するジェンダーに基づく暴力」⁵について懸念を示し、「沖縄における性暴力その他の紛争関連のジェンダーに基づく暴力の被害女性・女兒に関し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、被害者への補償のための適当な措置をとる。」⁶ことを勧告した。

さらに、拷問等禁止委員会はジェンダーに基づく暴力の「被害者に対して、不服申立て制度へのアクセスを保障し、被害者の身体的・精神的なリハビリテーションを促進すること」が求められるとし、そのような支援は、締約国内に駐留する外国軍兵士を含む、全ての軍人の被害者に拡大されるべきであると指摘し、「(c) 女性に対する暴力事件を速やかに、効果的かつ公平に捜査し、責任者を訴追すること。委員会は、被害者の告訴がなくとも性的暴力の罪が訴追されるよう確保されるため、法律を改正することを締約国に求める」と勧告した（CAT/C/JPN/CO/2）。

しかし、日本政府は在沖縄米軍基地から派生する性暴力を防止できておらず、被害者には謝罪を含め、包括的な補償が行われていないなど、構造的な問題が存在しており、状況の改善には至っていない。

沖縄県内では2024年以降、不同意性交容疑などでの米兵の摘発が8件相次いでおり、うち4件が起訴されている。

人種差別撤廃委員会（CERD）は、日本の第10回・第11回定期報告書に関する2018年の最終所見において、米軍基地の存在に起因する沖縄における女性に対する暴力について懸念を表明し、次のように勧告した。すなわち「締約国は、琉球・沖縄の人々の適切な安全と保護を確保し、とりわけ琉

³ CERD/EWUAP/115thsession/2025/CS/BJ/ks.

⁴ CERD/C/JPN/CO/10-11, パラ 18.

⁵ CEDAW/C/JPN/CO/9, パラ 27 (d)

⁶ Ibid, パラ 28(d)

球・沖縄の女性を暴力から保護するとともに、加害者に対する適切な訴追および有罪判決を確保すべきである」⁷。

同様に、女子差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本の第9回定期報告書に関する最終所見において、沖縄に駐留する米軍人によるジェンダーに基づく暴力に懸念を表明し、次のように勧告した。「締約国は、沖縄において女性および少女に対して行われる性暴力その他紛争関連のジェンダーに基づく暴力について、適切な予防・調査・訴追・処罰を行い、被害者に対して十分な補償を提供するための適切な措置を講じるべきである」⁸。

さらに、拷問禁止委員会（CAT）は、日本の2013年の最終所見において、締約国に対し、ジェンダーに基づく暴力の被害者に「申立てのための機関へのアクセスを保障し、被害者の身体的・心理的回復を促進すべきである」⁹と勧告した。また、かかる支援は「外国軍を含むすべての軍人による暴力の被害者に対して拡張されるべきである」とし、さらに日本に対して「性暴力犯罪が被害者本人の告訴なしに訴追されることを確保するため、国内法を改正すべきである」¹⁰と強調した。

しかしながら、これらの勧告にもかかわらず、日本は沖縄における米軍基地の存在に起因する性暴力を防止することに失敗している。被害者には謝罪を含む十分かつ包括的な救済が提供されておらず、構造的な問題も解決されていない。2024年以降、沖縄県内において、不同意性交等の容疑で米軍人が8件連続して逮捕され、そのうち4件が起訴に至っている。

作成団体： 沖縄国際人権法研究会

⁷ CERD/C/JPN/CO/10-11, パラ 18.

⁸ CEDAW/C/JPN/CO/9, パラ 27 (d).

⁹ CAT/C/JPN/CO/2, パラ 20 (b).

¹⁰ Ibid, パラ 20 (c).

日米による琉球の軍事化がもたらす琉球民族とその資源にもたらす影響
関係する条文： ICERD 5条
関連する CERD 勧告： CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 21 その他の条約機関／UPR が出した勧告： CEDAW/C/JPN/CO/9、パラ 28,
<p>LOIPR に含むべき質問：</p> <p>1) 日本政府は、在琉米軍基地や日本の自衛隊が琉球の土壌、水などの資源にどのような汚染、破壊をもたらしたか包括的な調査を行ったことがあるか、その具体的な内容、時期、結果、結果に対して日本がとった対策・措置は何か。その情報を提供してもらいたい。</p> <p>2) 琉球に集中している米軍基地、沖縄島北部での米軍基地の拡大、宮古、八重山における自衛隊配備の強化は日本政府がいう「沖縄の基地負担軽減の取組」に反するが、実際に行われている日本政府による日米の軍事強化はと負担軽減の矛盾についてどう認識しているのかについて具体的な情報を提供してもらいたい。</p> <p>3) 軍事の強化は特に琉球女性にとっては死活問題である。軍事化、軍隊がもたらす琉球女性に対する暴力・性犯罪が長い期間軽視され続けている現実があるが、これらの暴力・性犯罪に対しこれまで日本政府がとった具体的な措置はあるか教えてもらいたい。また、措置が取られた場合には、その名称、時期、管轄当局、効果などについて情報を提供してもらいたい。さらに、被害女性だけでなく、そのことによって影響を受けた家族や友人、地域の権利回復、補償、保護のために、これまで日本政府がとってきた行動は何か情報を提供してもらいたい。</p>
<p>質問の説明：</p> <p>日米の軍事化に利用され続けている琉球では、人の命を育むためにある大地や川、山、海などが奪われ、それらの汚染・破壊に苦しめられている。特に米軍による公務中の事故が原因で放射能物質、PFAS、枯葉剤、PCB などの化学物質による汚染や山火事、騒音、森林破壊、サンゴの破壊、天然記念物であるジュゴンだけでなく、様々な生物の生息地を破壊する行為を含む多くの環境破壊が行われている。</p> <p>さらに公務外の事件・事故も多くあり特に琉球・沖縄の女兒、女性に対する性暴力事件は後を立たない。1995年の9月4日に12歳の少女への暴行事件があった時、1955年9月3日に起きた由美子ちゃん事件が思い出された。たった6歳だった由美子ちゃんはハート軍曹と言う米軍人に拉致、レイプされ、殺害、遺棄された。それから40年後の同じ頃に少女の尊厳が奪われた事件があった事は、琉球民族にとっては耐えがたい悲しみと屈辱であった。</p> <p>長く女性への性暴力被害者を支援してきた「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」があらゆる記録を掘り起こし証言を集め始め、2023年に発行された「沖縄・米兵による女性の性犯罪」第13版では1945年4月から2021年12月までの期間、69ページにわたり、約1000件の性暴力事件の記載があった。被害を受けた最年少者は、0歳児の赤ちゃんという残酷な記録もある。</p> <p>2016年4月に仕事を終えて、いつものように公園をウォーキングしていた女性が、米軍属の男にレイプされ、殺害され、そして遺棄される事件が起こった。また、2019年には、元交際相手の米兵に殺害される事件があった。彼女はストーカーとレイプ被害から日本の警察だけでなく、米軍にも接近禁止の手続きを取っていたにもかかわらず、その身は守られることなく、命を落した。</p> <p>2023年から2025年にかけて公表されているだけで約10件の米兵による性暴力事件が起こっており、その中には16歳未満の少女もいた。多くが不起訴になる中で、16歳未満の少女のケースは裁判になり、彼女は仕切り1枚を挟んだ向こうに加害者がいるという状況の中、5時間以上証言をさせられる、とてもじゃないけど被害者に寄り添ったとは言えない経験を強いられた。</p> <p>琉球女性は常に性暴力、殺害されるかもしれない恐怖にも今もなお怯えて生きている。</p>

作成団体：琉球弧の先住民族会 Association of Indigenous Peoples in the Ryukyus (AIPR)

琉球民族の先住民族としての認知
関係する条文： ICERD 5条
関連する CERD 勧告： CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 21 その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 琉球民族を先住民族として認知するために、これまで日本政府がとったすべての措置は何か。措置が取られた場合には、その名称、時期、管轄当局、効果などについて情報を提供してもらいたい。 2) 琉球民族を先住民族として認めた大阪高裁の判決を受け、琉球民族を先住民族としてより包括的かつ公式に認知するために、日本政府や国会、地方自治体等も含め、公的な機関で現在とられている措置や、計画されている行動、行われている議論や検討、調査はあるのか、あるとすれば、それらについて具体的な情報を提供してもらいたい。 3) 琉球民族の先住民族としての認知や、その権利回復、補償、保護のために、これまで日本政府がとってきた行動は何か情報を提供してもらいたい。
質問の説明： 1879 年、日本政府は武装した軍隊 400 名及び警官 160 名を琉球民族が建国した琉球国に派兵し、強制的に自国の地方自治体の一つとなる沖縄県を設置し植民地とした。これにより、450 年間存続した琉球国は滅亡し現在の沖縄県に至る。 1903 年、日本政府が大阪で開催した第 5 回内国勸業博覧会において、「学術人類館」が設置され、アイヌ人、台湾高山族(生蕃)、朝鮮人、清国人、インド人、ジャワ人、バルガリー(ベンガル)人、トルコ人、アフリカ人などの民族と共に琉球人を加えた 32 名が各民族衣装姿で展示され見せ物にされた。 日本人類学会は、琉球民族及びアイヌ民族の遺骨を人類学的研究の対象として盗掘した。1880 年から 1970 年代に学会の研究者らがアイヌ民族の遺骨を盗掘した数は 1800 体以上に上る。1928 年から 1929 にかけて京都帝国大学(現在の京都大学)医学部助教授らが琉球諸島各地の墓地から琉球民族の遺骨を盗掘した数は、文献によると 220 から 230 体を盗掘している。 盗掘された琉球人骨のうち 49 体が京都大学に保管され、その人骨の中には琉球国の王族や貴族の遺骨が含まれており、2018 年 12 月、遺骨の子孫らが返還を求め京都大学を提訴した。裁判は二審まで進み原告の訴えは棄却されたが、判決文の冒頭で琉球民族が先住民族であり、琉球が日本国の植民地支配を受けていたことを認定し、先住民族の遺骨返還が世界的な潮流であることから、遺骨が故郷の琉球に還るべきであることが指摘された。 琉球民族は 1999 年より先住民作業部会(WG I P)に参加し先住民族であることを主張している。国連の社会権規約委員会は 2001 年 9 月 24 に、自由権規約委員会は 2008 年 10 月 30 日及び 2014 年 8 月 20 に、人種差別撤廃委員会は 2010 年 4 月 6 日、2014 年 8 月 20 日、2018 年にも日本政府に対し、琉球民族を先住民族と認め、権利や伝統文化、言語を保障するよう求める勧告を出している。また、日本国の大阪高等裁判所は琉球民族を先住民族と認めた。

作成団体：琉球弧の先住民族会 Association of Indigenous Peoples in the Ryukyus (AIPR)

複合差別の実態把握とマイノリティ女性の意思決定への参加

関係する条文：

関連する CERD 勧告：

2018 年 CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 26

CERD 一般的勧告 25 (2000 年)、一般的勧告 30 (2004 年)

その他の条約機関/UPR が出した勧告：

2024 年 CEDAW/C/JPN/CO/9 パラ 4

2024 年 CEDAW/C/JPN/CO/9 パラ 36(e)

LOIPR に含むべき質問：

- 1) 人口調査や実態調査の実施において、マイノリティ女性が直面する複合差別の状況を把握するような方策をとっているか？
- 2) 国および地方自治体レベルでの男女共同参画基本計画の策定などの意思決定プロセスにおいて、マイノリティ女性の現状や意見を反映できるような措置をとっているか？

質問の説明：

部落女性、アイヌ女性、在日コリアン女性、琉球女性が直面している課題に関して、公的あるいは民間レベルの調査や審査で以下のことが明らかになった。

1) 国連ビジネスと人権作業部会の訪日調査の報告において、「国立アイヌ民族博物館・民族共生公園でアイヌの労働者（主に女性）が来館者による人種的嫌がらせにより、心理的ストレスを受けている」¹¹と懸念が表明された。また、北海道だけではなく、全国で生活するアイヌ民族の存在が可視化されていないため、国勢調査を通してアイヌ民族出身者の実態を把握するよう促した。

2) 在日コリアンの学生を対象とした調査（2021 年）¹²によると、回答者の約 3 割が言葉による嫌がらせを、約 4 割が差別的処遇を経験している。インターネットやヘイト街宣を通じた差別的言動を約 7 割が経験している。さらに、男性よりも女性の方が、言葉による嫌がらせを経験しており、その受け止め方においても女性の方がより不快感、不安、恐怖を感じたことが明らかになった。

3) アプロ在日コリアン女性ネットワークが 2020 年 12 月～2021 年 4 月にかけて行った在日コリアン女性の実態調査によれば、回答数（553）の 70%は本名（民族名）を名乗ることで就職や入居での差別につながることを懸念している。マジョリティである日本人の無知・無理解からきている。

4) 非正規労働と家内事業従事によって、低所得のために国民年金を支払えなかった部落女性は、受給年齢になっても年金を受け取ることはできない、あるいは、受給資格があっても低額であり、年金だけでは生活ができない人がいる。

5) 2024 年の CEDAW 日本審査で、次の勧告がでた：

・ジェンダー・ステレオタイプに関して「26 (d) アイヌ、部落および在日コリアンなどのマイノリティグループの女性と少女に対するジェンダー・ステレオタイプが、締約国のあらゆる部門において効果的に対処されることを確保するために、国内政策を策定し、包括的で持続可能な措置を実施すること」。

・公的活動への参加の促進に関して「36 (e) アイヌ、部落および在日コリアンの女性など、民族のおよび他のマイノリティの女性の、自らの生活に影響を与える意思決定システムにおける代表性を促進するため、暫定的特別措置を含む具体的措置をとること」。

作成団体： マイノリティ女性フォーラム

¹¹ A/HRC/56/55/Add.1 (2024), パラ 43.

¹² 朝鮮奨学会 2021 年「韓国人・朝鮮人生徒学生の嫌がらせ体験に関する意識調査」『セフルム』第 27 号.

条約の対象としての中国帰国者とその家族
関係する条文： ICERD 1条1項
関連する CERD 勧告： その他の条約機関/UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 当該締約国は元中国「残留孤児」および「残留婦人等」である中国帰国者とその家族を本条約の対象であると認める姿勢を持っているか？
質問の説明： 本条約第1回・第2回日本審査では日本政府代表団は次のように述べた。「・・・中国帰国者は基本的に第二次世界大戦終了前に日本から中国に移住した人であって、戦後、中国に長期にわたって残留したのちに帰国した人びとでございます。したがって日本人であり、いわゆる日本民族でございますので、社会通念上生物学的または文化的諸特徴を共有している集団であるというふうには考えられておられませんので、したがってこの条約の対象とはならないと考えております・・・」 ¹³ 。しかし、1999年当時の厚生省による中国帰国者生活実態調査などにより、中国帰国者1世の国籍は日本国籍、中国籍、二重国籍、無国籍の4種のうちのいずれかであることが判明している。中国帰国者2世から5世まで、および、その配偶者や連れ子などの国籍もさきほどの4種のうちのいずれかである。政府が設立した公益財団法人中国残留孤児援護基金のホームページには「・・・中国帰国者及びその配偶者は、年々加齢し、相当数が高齢者の域に達していますが、日本語が習得できず、また、異なる生活習慣の壁から、各種の介護事業を十分に理解できず利用していない状況が見受けられます。・・・」 ¹⁴ とある。1980年代以降に中国からの「帰国」が本格化したと言われており、1945年に中国東北部で日本人移民が難民化した時点から約40年以上中国で生活してきたという事情から、使用言語の状況について日本語を十分に習得できていない中国帰国者が少なくないのではとの指摘がある。2015年の厚生労働省による中国残留邦人等生活実態調査（回答数3654名）における日本語の習得度についての調査結果では、「不自由なく理解できる」「日常のほとんどの会話に不便を感じない」「買い物、交通機関の利用に不自由しない」との回答が合わせて55.7%となっているが、この結果は楽観視できるものではないのではという疑問をもつこともできる。中国帰国者の会は、中国帰国者とその家族が武力紛争の被害者とその子孫などであり、日中両語を生活言語とする言語的マイノリティであり、帰還移民であると考えている。

作成団体： NPO 法人中国帰国者の会

¹³ CERD/C/SR/1444, パラ 29

¹⁴ <https://www.engokikin.or.jp/business/tabid/59/Default.aspx> (2025年7月31日閲覧)

朝鮮学校の子どもたちに対する差別
関係する条文： ICERD 2条1項、5条(e)(v)
関連する CERD 勧告： <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010, CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 22 (c) ・ 2014, CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 19 ・ 2018, CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 21& 22 その他の条約機関／UPR が出した勧告： <ul style="list-style-type: none"> ・ CESCR, 2013, E/C.12/JPN/CO/3、パラ 27 ・ CRC, 2019, C/JPN/CO/4-5、パラ 39(c) ・ CCPR, 2022, C/JPN/CO/7、パラ 42,43 ・ UPR, 2017, A/HRC/37/15、パラ 161.150 ・ UPR, 2017, A/HRC/37/15、パラ 161.145& 161.151 ・ UPR, 2023, A/HRC/53/15、パラ 158.91
LOIPR に含むべき質問： <ol style="list-style-type: none"> 1) 高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを確保するという勧告履行のために締約国が行った具体的な措置の最新情報について提供してください。 2) 地方自治体による朝鮮学校への補助金の支給の再開・維持のために締約国が行った措置の最新の情報について提供してください。
質問の説明： <u>高校無償化制度からの朝鮮学校除外</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本政府は、2014年・2018年の CERD 勧告に従わず、いまだに高校無償化制度から朝鮮高校を除外している。 2) CERD 以外からも差別是正勧告が出されており、2019年の CRC では『授業料無償化制度の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直す』¹⁵ ことも求められているにも関わらず、差別を継続している。 3) 2018年施行の「幼保無償化」制度から朝鮮幼稚園をはじめとする各種学校の幼児教育施設を対象外とするなど、あらたな差別も生み出されている。 4) さらにコロナ禍においてまでも、学生たちの学びを継続することを確保するための「学生支援緊急給付金」(2020年)に関して、各種学校である朝鮮大学校を対象外とするなどの差別的な取り扱いがなされている。 <p>※なお、この問題に関しては、国連人権特別報告者4名が日本政府の講じた措置に関し、社会権規約や人種差別撤廃条約に違反するのではないかとの懸念を示す共同書簡¹⁶を送っている。</p> <p>現在日本政府は高校就学支援金制度を拡充するとしているが、この制度改変のなかで朝鮮高校生が制度の対象に含まれなければ、朝鮮高校生への不平等はますます拡大されてしまう。</p>
<u>朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の削減</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) 2009年度には朝鮮学校がある27都道府県すべてが補助金を支給していたが、その数は2010年度に25、2014年度に19へと落ち込み、2018年度以降は10～12に減少するなど、多くの自治体が朝鮮学校への補助金を停止した。朝鮮学校への補助金を停止した自治体の多くは、インターナショナルスクールなど他の外国人学校に対しては補助金を支給しているのに、政治的・外交的な理由で朝鮮学校には補助金を支給していない。 2) 日本政府は、2014年の CERD 勧告にも従わず、地方自治体に対して朝鮮学校への補助金支給の再開・維持を促さなかった。それどころか、補助金の支給を停止させる事実上の圧力となる通知を

¹⁵ CRC/C/JPN/CO/4-5, パラ 39(c).

¹⁶ AL JPN2/2021

地方自治体に対して 2016 年に発出し、同通知後に補助金を停止した地方自治体もいくつかあった。

3) 地方自治体による補助金は朝鮮学校を運営するための主要な財源であるため、補助金を停止された地域のいくつかの朝鮮学校は閉校を余儀なくされ、前回 CERD 審査以降、全国の朝鮮学校の数は 66 校から 57 校へと減少した。前回審査時よりも、在日朝鮮人の子どもたちによる朝鮮学校での教育へのアクセスがより一層困難になっている。

作成団体：在日本朝鮮人人権協会

マイノリティの母語・母文化を学ぶ権利の未整備
関係する条文： ICERD 5条(e)(v)
関連する CERD 勧告： 2018年 CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 22 その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 締約国は、民族的マイノリティの子どもに対する母語、母文化を学ぶ権利を保障するために、どのような政策と予算措置をとっているのか、明らかにしてください。
質問の説明： 「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利」は在日コリアンなど民族的マイノリティの子どもたちの健全な成長のために重要な教育上の課題であるが、現在の日本では十分に保障されていない。 いまでは在日コリアンをはじめ日本の公立学校には多くの外国にルーツのある子どもたちが通っているが、そうした子どもたちに対して、自己のルーツに関わる文化・言語などを学ぶカリキュラムは、政府の教育施策として実施されていない。これに関して日本政府は、「在日韓国・朝鮮人の子どもたちの公立学校での受入れに当たって、適切な日本語指導や適応指導を行うための体制整備を図るために文部科学省として実施している具体的施策や、当該児童生徒に対する母語・母文化等の学習機会の保障、日本人の子どもたちに対する国際理解教育の推進についても、III. 第5条5（4）に記載のような取組を着実に実施している」 ¹⁷ と述べている。しかし、実際には日本政府としての予算措置をとらなう政策として実施されていないため、ごく一部の自治体にとどまっている。 たとえば大阪では、在日コリアンなどが放課後に母語・母文化を学ぶ「民族学級」が多くの学校に設置されており、2024年現在、大阪市、府あわせて約180の小・中学校で民族学級（国際クラブ）が運営されている。これらは、1945年の日本敗戦以降、在日コリアンの子どもを対象にされてきたが、現在では他の外国ルーツの子どもたちの母語・母文化学習の場ともなっている。民族学級に参加している子どもの数は約2,000人にのぼっている（2024年現在）。また在日コリアン以外の外国にルーツのある子どもが増加するなかで、母語・母文化教育と同時に、日本語指導なども重要な課題となっている。 しかし政府として予算措置がないため、運営は大阪市教育委員会の予算でおこなわれているため、指導する講師の多くが非常勤の契約職であり、処遇も十分に保障されていない。 2022年、日本政府は子どもの権利条約にのっとり「すべての子ども」が自立した個人として権利が擁護され、健やかに成長できる社会の実現を目的として「こども基本法」を制定しているが、在日コリアンをはじめ外国にルーツのある子どもの教育環境については、いまだに未整備であり、早急な改善のためのとりくみが求められている。

作成団体： 特定非営利活動法人コリア NGO センター

¹⁷ CERD/C/JPN/7-9, パラ 41.

外国人の公務就任権の制限（とくに地方公務員・公立学校教員）

関係する条文： ICERD 5条(c)

関連する CERD 勧告：

2014 年日本審査

13. …締約国が、締約国に長年にわたり暮らしてきた市民でない者に適切な注意を払いつつ、国家権力の行使を要しない公務へのアクセスを含む公的生活に市民でない者の参加がより一層促進されるよう、法律上または行政上の制限を取り除くことを勧告する。委員会はさらに、締約国が次回定期報告において、市民でない者の公的生活への参画に関して、包括的で細分化されたデータを提供することを勧告する。

2018 年日本審査

22. …日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが…公権力の行使又は公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できるよう確保すること。

34. …委員会は、以下を行うよう勧告する。

(e) 市民でない者、特に長期在留外国人およびその子孫もまた、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員の地位にアクセスできるようにすること。

その他の条約機関/UPR が出した勧告：

2022 年自由権規約委員会

42. …植民地時代から日本に居住し、国民的又は民族的少数者として認識されるべき在日韓国・朝鮮人とその子孫が、社会保障制度や政治的権利の行使から排除されるという結果をもたらしているとの報告を懸念する（第 26 条、第 27 条）。

LOIPR に含むべき質問：

- 1) 締約国は、委員会の前回総括所見（2018 年）をどのように検討し、是正措置をとったのか、その内容を明らかにしてください。
- 2) 締約国は、外国人の地方公務員および公立学校教員の数と、その任用実態（日本人公務員・日本人教員と同等あるいは差異）について明らかにしてください。

質問の説明：

日本においては、国家公務員と地方公務員の就任について、「外務公務員」を除いて、外国人（non-citizen）を排除する法的規定はない。しかし政府は、1953 年に「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」として、外国人を国家公務員から排除した。この見解は「当然の法理」と呼ばれるが、その後、「国家意思の形成」を「公の意思の形成への参画」に拡大し、外国人の地方公務員と公立小中高等学校教員の就任権を排除してきた。

地方公務員は、地方自治体に任用権があり、およそ 7 割の自治体が国籍条項を設けたり、任用に制限を付けている。CERD の前回（2018 年）勧告後も、政府は「委員会の勧告に法的拘束力はない」として、是正措置を一切おこなっていない。

地方自治体においても、昨今の排外主義の台頭により、外国人職員の職種や上級職への任用制限を設ける自治体が増加するなど、逆行する状況にある。

1990 年代に公立学校の教員採用試験における国籍条項が外されたが、外国人教員は日本人教員よりも一段低い地位の「常勤講師」（あるいは、昇格できない「教諭」）に置かれている。教員の任用権は地方自治体にあるが、政府は地方自治体に対して、外国人教員は「常勤講師」として任用するよう指示している。したがって外国人教員は、経験を積んで能力や意欲があっても、副校長や校長には就けず、定年まで「講師」のみである。

これまで私たち NGO は、政府に対して外国人の地方公務員数および公立学校教員数を明らかにするよう求めてきたが、政府はその調査をすることを拒否してきた。しかし、外国人の地方公務員数は新聞社（共同通信）の 2016 年調査によれば 3,210 人、外国人の公立学校教員数は都道府県と

政令都市だけでも 491 人となる（NGO の 2024 年調査）。

一方、日本の労働基準法第 3 条には「使用者は、労働者の国籍…を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件に付いて、差別的取扱をしてはならない」と定めている。しかし政府は、労働法に違反し、「当然の法理」を優先させ、日本で生まれ育った在日コリアンおよび移民二世の公務就任権を拒否し続けている。このような日本の現実には、「法の支配」の欠如と言うしかない。

作成団体： 横浜市国籍条項撤廃連絡会・兵庫在日外国人 인권協会

永住外国人の出入国の権利
関係する条文： ICERD 5 条 (d) (ii)
関連する CERD 勧告： 2018, CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 34 (f) その他の条約機関／UPR が出した勧告： 1998, CCPR/C/79/Add.102、パラ 18
LOIPR に含むべき質問： 永住外国人に対する「再入国許可」制度を撤廃するために締約国が取った措置の最新の情報及び一部の永住外国人に対する出国前の許可要件を撤廃するために締約国が取った措置の最新の情報について提供してください。
問題の説明： 1) 出入国管理及び難民認定法第 26 条は、日本から出国する外国人は、事前に再入国を許可された者のみが、滞在資格を失うことなく日本へ帰ることができるとしており、そのような事前の許可は完全に法務大臣の裁量によって与えられている。このシステムは「再入国許可制度」と呼ばれており、日本における第二、第三世代の永住者や日本にその生活の基盤を置く在日朝鮮人のような人々は、日本を離れる権利と日本に再入国する権利を奪われる可能性がある。 2) 日本では、出入国管理及び難民認定法によって、外国籍者を対象にした「再入国許可制度」が設けられており、その対象には、日本で出生し、永住資格を持って暮らす日朝鮮人も含まれる。 3) 1998 年、自由権規約委員会は日本政府に対して「日本で出生した朝鮮半島出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請」 ¹⁸ したが、日本政府はいまだに日本で出生した朝鮮人に対しても「再入国許可制度」を適用している。 4) これまで日本政府は、外国人登録制度下で強制されていた指紋押捺を拒否した在日朝鮮人や、日本の朝鮮民主主義人民共和国に対する「制裁」措置の対象となった一部の在日朝鮮人の「再入国許可」を出さないという差別的な措置を取ってきた。さらには、2012 年 7 月から施行された、一定の条件を満たした外国籍者に対する再入国許可の申請免除措置（「みなし再入国許可制度*1」）においても、一部の在日朝鮮人を制度的に排除している。 5) 人種差別撤廃条約第 5 条 (d) (ii)における「自国」は、「自らの国籍国」のみならず、その者が定住する在住国も包含されると解される。そのため日本政府は、日本で出生した朝鮮人のような永住者が、日本を出国し、日本に戻ることを「権利」として保障すべきである。日本政府の裁量によって、日本で出生した朝鮮人のような永住者の出国及び再入国の権利が剥奪される可能性は除去されるべきである。 *1 「みなし再入国許可制度」～「特別永住者証明書」もしくは「在留カード」と「有効な旅券」を出国時に所持していれば、「再入国の許可を受けたものとみなす」とし、事前に再入国許可を取らなくてもよいとする制度。しかし、日本政府が認める「有効な旅券」には唯一、朝鮮民主主義人民共和国の旅券が含まれていない。日本で出生した朝鮮人の中には、韓国旅券を持つ者、朝鮮民主主義人民共和国旅券を持つ者、いずれの旅券も持たない（あるいは持てない）者がいるが、現在の要件では、韓国旅券を持つ者以外は、この「みなし再入国許可制度」の適用が受けられない。なお、台湾やパレスチナは、朝鮮民主主義人民共和国と同様に日本と国交はないが、日本政府は台湾やパレスチナの旅券を「有効な旅券」と認めている。

作成団体：在日本朝鮮人人権協会

¹⁸ CCPR/C/79/Add.102, パラ 18

在日コリアンの地方参政権・住民投票権の否認
関係する条文： ICERD 2条(c)、5条(c)
関連する CERD 勧告： 2018年 CERD/C/JPN/CO/10-11、パラ 21 & 22 その他の条約機関／UPR が出した勧告： 2022年 CCPR/C/JPN/CO/7、パラ 42 & 43
LOIPR に含むべき質問： 締約国は、委員会の前回総括所見（2018年）をどのように検討したのか、とくに、何世代にもわたって日本に居住する在日コリアンおよび日本に生活基盤を持つ外国人の政治参加の権利を認めない根拠となっている「当然の法理」（1953年 内閣法制局見解）を検討したのか、明らかにしてください。
質問の説明： 日本の地方自治法は第 10 条で「住民」の定義について、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」としているが、日本政府は、在日コリアンなど、永住資格をもつ外国籍住民 1,192,139 人（2024 年 12 月末現在）に対して、地方参政権を保障していない。しかし最高裁は 1995 年 2 月、「外国籍住民に地方参政権を付与することは憲法上禁止されていない」と判示した。それにもかかわらず、30 年間も法改正がなされず、100 万人を超える永住者たちが無権利のまま放置されている。 1953 年の内閣法制局見解である「当然の法理」（権力の行使、公の意思形成に参画するためには日本国籍が必要）が、外国人の政治的権利を侵害する根拠となっている。この点について日本政府は 2000 年の人種差別撤廃条約第 1 回・第 2 回政府報告書で、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」 ¹⁹ との見解を示しており、これは現在も変更がない。外国人の地方参政権を認めていない状況は外国人の政策決定への参画を排除し、政治的権利を侵害するものである。 参政権の否認は選挙にとどまらず、地方自治体の重要な政策決定のための制度である住民投票からの外国人排除にもつながっている。2020 年に政令都市である大阪市の存続を問う重要な住民投票が行われたが、当時人口の 5% を占める外国人は投票が認められなかった。また地域の福祉に関わる重要な公務員である児童委員・民生委員、人権擁護委員なども外国人は就任できない。一方で、外国人の地方参政権など政治参加を求める要求はしばしば外国人に対するヘイトにより激しい反発を受けることになる。 2021 年、武蔵野市長が外国人の投票を認める住民投票条例の制定を表明し、議会に諮ったが、地域外から反対を主張する人々が集まり、「外国人の投票を認めるな」と排除を呼びかけるヘイトスピーチをおこない、最終的に議会はこれを否決した。 また 2023 年に熊本市では「自治基本条例」改定案で外国人を「市民」と定義する規定を加えようとしたところ、「外国人を市民と認めるべきではない」との多くの批判、抗議があり、最終的には削除されることとなった。 2025 年 6 月に行われた東京都議会選挙ではコリアルーツで民族名を名乗る候補者が選挙活動の過程でヘイトスピーチによる深刻な被害を受けている。 このように、日本政府の外国人の政治参加の権利の否認は、人権を侵害するのみならず、外国人に対するヘイトを助長することにもつながっている現状を踏まえ、早期に改善されなければならない課題である。

作成団体： 特定非営利活動法人コリア NGO センター

¹⁹ <https://www.mofa.go.jp/files/100510882.pdf>, パラ 50.

在日外国人障害者・高齢者の無年金問題

関係する条文： ICERD 5条

関連する CERD 勧告：

2014年9月26日「第7回・第8回・第9回定期報告に関する総括所見」パラ14

2018年8月28日「第10回・第11回合同定期報告書に関する総括所見」パラ33, 34

その他の条約機関/UPRが出した勧告：

2008年10月28日 自由権規約委員会「第5回定期報告書に関する総括所見」パラ30
第2条1項、第26条

2022年10月28日 自由権規約委員会「第7回定期報告書に関する総括所見」パラ43
第26条、第27条

LOIPRに含むべき質問：

- 1) 社会保険2法は、46年1月に「国籍条項」が削除されたのに、国民年金法に「国籍条項」を復活させた理由を知りたい。
- 2) 「国籍条項」削除時に限って、「経過措置」が設けられず、無年金障害者・高齢者が生じている。沖縄復帰時、中国残留婦人帰国時などと同じような経過措置が設けられなかった理由を知りたい。
- 3) 学生、主婦は年金加入が任意だったため、未加入だと障害者となっても障害年金が受給できない事例が生じた。その後、「強制加入」に制度変更の際、「任意時」の無年金障害者を救済しないのは「立法不作為」との集団訴訟が起き、2004年、原告勝訴が続き、救済法が制定された。そこから、国籍条項のために無年金障害者となった外国人が、なぜ除外されるのか知りたい。

質問の説明：

- 1) 占領当局の覚書²⁰の国籍による差別禁止を受け、船員保険法（1939）と労働者年金保険法（1941）の「国籍条項」は、46年1月削除された。

1952年4月28日、対日平和条約が発効し、日本は占領を解かれた。法務府民事局長「通達」は、「（条約の発効日）朝鮮人、台湾人は内地に在住する者も含めて、すべて日本の国籍を喪失する」とした。これには、次のような批判がある。「行政府が「通達」によって「条約を適用する」という建前の下で、在日朝鮮人の日本国籍を喪失させたことは、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定した憲法第10条に反する疑いが濃い」と（岩沢雄司、現・国際司法裁判所所長『条約の国内適用可能性』有斐閣1985）。

国民年金法（1959）に「国籍条項」が復活し、その対象外とされた外国人は主に在日コリアンである。社会保険2法は、46年1月に「国籍条項」が削除されたのに、国民年金法に「国籍条項」を復活させた理由を知りたい。

- 2) 1975年4月、ベトナム戦争終結し難民発生。11月、フランスで初の「サミット」開かれ日本も参加国に。仏紙ルモンドが「日本の難民受け入れ消極策の背景に、制度的朝鮮人差別がある」（78.5.25）と指摘したこともあり、日本は1979年に国際人権規約（社会権・自由権）を、81年に難民条約を批准した。難民条約批准に伴い、国民年金法、児童手当3法の「国籍条項」が削除され、難民に適用され、在日コリアンにも適用された。

国民年金の基本は、20歳から60歳までの間、少なくとも25年間保険料を納め、65歳になると老齢年金が受給できる仕組み。従って、「国籍条項」が削除されても、当時、20歳以上の外国人障害者、35歳以上の外国人は、ともに制度的無年金者になってしまう。こうした無年金を防ぐため、通常は、沖縄復帰時、中国残留婦人帰国時などは、必要な「経過措置」が設けられた。しかし、「国籍条項」削除時に限って、こうした「経過措置」が設けられず、無年金障害者・高齢者が生じている。同じような経過措置が設けられなかった理由を知りたい。

²⁰ 1945.11.28.SCAPIN360

3) 当初、学生、主婦は年金加入が任意だったため、未加入だと障害者となっても障害年金が受給できない事例が生じた。その後、「強制加入」に制度変更の際、「任意時」の無年金障害者を救済しないのは「立法不作為」との集団訴訟が起き、2004年、原告勝訴が続き、救済法が制定された。そこから、国籍条項のために無年金障害者となった外国人が、なぜ除外されるのか知りたい。

作成団体： 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会

外国人に対する入居差別、雇用差別
関係する条文： ICERD 第5条 e項
関連する CERD 勧告： 2018年日本審査、パラ 29、30、34 (a) その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 締約国は、委員会の前回総括所見（2018年）をどのように検討し、是正措置をとったのか、そしてその結果を明らかにしてください。 2) 政府と地方自治体はこの間、外国人の入居差別や雇用差別に対していくつかの是正措置をとってきた。しかし、それらの措置は差別解消に至らず、外国人がいまなお「染みついた社会的差別」に直面している。その理由と背景をどのように捉えているのか、明らかにしてください。
質問の説明： <u>外国人に対する入居差別</u> 外国人にとって「居住の自由」は、最も基本的な権利である。しかし、政府の 2016 年調査によると、「外国人であることを理由に入居差別を受けた」外国人は 42.8%にも上った。また、日本人のパートナーがいる永住者であっても、その 31.5%が「日本人の保証人がいないこと」を理由に、入居を拒否されている。 外国人が多く居住している神奈川県川崎市の 2024 年調査では、「外国人であることを理由に、入居を断られた／物件を紹介してもらえなかった」外国人は 43.8%となる。つまり、政府は「外国人の入居円滑化ガイドライン」などを作成して不動産業者を指導しているが、入居差別の現実は変わっていない。また同調査では、「公営住宅に応募する方法がわからなかった」外国人が 18.4%になるなど、政府と地方自治体の施策が十分に機能していない。 <u>外国人に対する雇用差別</u> 日本の労働法では、国籍による就職・任用差別を禁止している。しかし、入管法によって「永住者」「定住者」など 162 万人（43%）は自由に職種を選び転職することができるが、それ以外の「技能実習」など外国人 216 万人（57%）は職種や勤務先などが規制されている。 政府の 2016 年調査では、「外国人であることを理由に、就職できなかった／昇進できない」と回答した外国人は 41.9%に上った。また、川崎市の 2024 年調査によると、企業規模「1～29 人」「30～99 人」の中小企業に就労する外国人が 48.2%に上っている。 賃金についての政府統計を見ると、日本全体の平均賃金が 307,700 円に対して、外国人労働者の賃金はその 72%の 223,100 円である。また、シングルマザーの雇用形態では、日本人のシングルマザーの「正規雇用」が 46%に留まり、さらに、外国人のシングルマザーの場合は「正規雇用」が中国出身者 30%、韓国・朝鮮 25%、フィリピン 14%と極端に低下していく。これは、複合的な要因による構造的差別である。 以上に見るような入居差別・雇用差別の実態は「染みついた社会的差別」を示すものであり、早急に、抜本的な立法措置が求められる。

作成団体：RAIK

日本軍性奴隷制

関連する条文: ICERD 第 2 条、第 5 条

関連する CERD 勧告:

CERD/C/JPN/CO/7-9 (2014) 第 18 項

CERD/C/JPN/CO/10-11 (2018) 第 27～28 項

他の条約機関による勧告:

自由権規約（市民的政治的権利に関する国際規約）委員会（人権委員会）（CCPR）

CCPR/C/JPN/CO/5 (2008) 、第 22 項

CCPR/C/JPN/CO/6 (2014) 、第 14 項

CCPR/C/JPN/CO/7 (2022) 、第 28～29 項

社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）委員会（CESCR）

E/C.12/1/Add.67 (2001) 、第 26 項、第 53 項

E/C.12/JPN/CO/3 (2013) 、第 26 項

女性差別撤廃委員会（CEDAW）

A/50/38 (1995) 、第 633 項、第 635 項

A/58/38 (2003) 、第 361～362 項

CEDAW/C/JPN/CO/6 (2009) 、第 37～38 項

CEDAW/C/JPN/CO/7-8 (2016) 、第 28～29 項

CEDAW/C/JPN/CO/9 (2024) 、第 33～34 項

拷問禁止委員会（CAT）

CAT/C/JPN/CO/1 (2007) 第 12 項、第 23 項

CAT/C/JPN/CO/2 (2013) 、第 19 項

強制失踪委員会（CED）

CED/C/JPN/CO/1 (2018) 、第 25～26 項

LOIPR に含むべき質問：

- 1) 被害者中心アプローチを伴い、あらゆる国籍の「慰安婦」を包摂し、これらの女性たちに対する人権侵害において締約国が果たした役割について責任を受け入れた、「慰安婦」問題の永続的な解決を確保するよう求めた前回の委員会の勧告との関連で、締約国が行なった努力について情報を提供してください。
- 2) 「慰安婦」に関する政府の責任を矮小化する発言がサバイバーの権利を侵害し、サバイバーに否定的影響を与えないよう、公人のそうした発言を予防するために締約国がとった措置を説明してください。

質問の説明：

- 1) 締約国は、依然として法的責任を拒絶し、日本軍性奴隷制の被害者/サバイバーの権利に関する措置を何ら講じていません。詳しくは、前回審査時（2018 年）に wam が提出した報告書²¹をご参照ください。
- 2) この 7 年間で特筆すべきは、日本政府が、日本軍性奴隷制に関する歴史的事実の否定を強めてきたことです。この否定は、外務省の公式ホームページ上にあり、外交青書でも 2017 年版（2016 年 1～12 月について）で登場しました。外交青書 2019 年版以降は「『強制連行』や『性奴隷』といった表現のほか、慰安婦の数を『20 万人』又は『数十万人』と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる」とまで述べるようになりました。政府がこのような見解を世界に向けて表明する行為自体が、被害者の権利に対する継続的侵害です²²。

²¹ https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCERD%2FNGO%2FJPN%2F31890&Lang=en

²² https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html

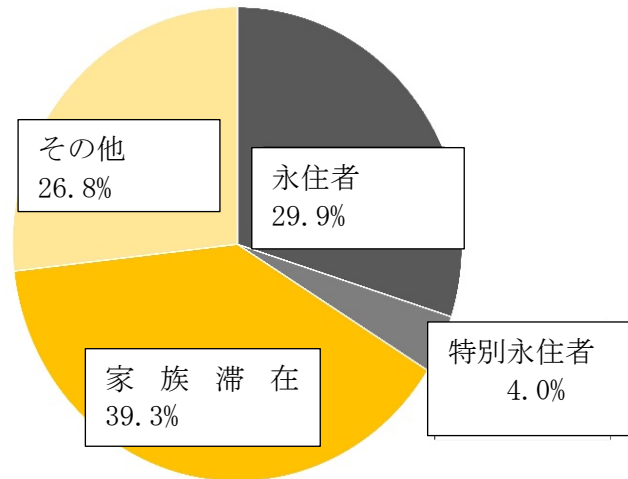
3) 韓国人「慰安婦」被害者と家族が損害賠償を求めて韓国で日本政府を訴えた2件の訴訟において、1つめの事件では2021年1月8日にソウル中央地方裁判所で、2つめの事件では2023年11月23日にソウル高等裁判所で、いずれも「主権免責」を否定し、日本政府に賠償を命じる判決が下されました。しかし、どちらの件でも日本政府は韓国政府に対し国際法違反であると抗議し、上訴は行なわず、判決が確定しました。日本政府はいまだ判決を認めず賠償金を支払っていません。

4) 名乗り出た被害者/サバイバーの出身地は、大韓民国（ROK）、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）、中国、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシア、オランダ、東ティモール、パプアニューギニア、日本など、多くの異なる国と地域にわたります。このうち、DPRK、中国、マレーシア、東ティモール、パプアニューギニア、日本の被害者/サバイバーは、日本政府からいかなる形の承認や賠償も受けていません。サバイバーの多くは既に他界しており、当団体が把握する限り（2025年8月現在）、数名がROK（大韓民国）、中国、フィリピン、インドネシア、東ティモールにおられるのみです。

作成団体：アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」（wam）

移民の子どもたちへの長期的な教育の保障
関係する条文： ICERD 5 条 (e) (v)
関連する CERD 勧告： その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 18 歳以下の学齢期の移民（外国人）の子ども若者の社会的地位を安定化する手立てについて実施している（検討している）ことがあろうかがいたい。 2) 子どもとともに扶養者たる親に対して安定した在留資格の付与（新設を含む）など、学びと長期間の未来を見通せる進路保障を可能にするための締約国の政策は何か？
質問の説明： 移民の子どもたちの中には、親に付随した在留資格しか認められていないため、親の離婚や、失業、帰国によって、日本での学びを中断して子どもも帰国が求められたり、非正規滞在を誘発しかねない不安定な状態に置かれている者がいる。 2024 年 12 月末の入管統計で、18 歳未満の外国籍者の総数は 356927 人に達している。このうち日本での安定した生活の地位が与えられ、安心して学校に通え、将来を見据えた進路選択が可能な在留資格は「特別永住者」「永住者」であり、その合計は 121109 人（34%）にすぎない。のこりの 66%の子どもたちは、在留資格が打ち切られれば、学びの途中であっても本国に帰国を余儀なくされる不安定な地位に置かれている。特に、親の在留と就労に依存する「家族滞在」で在留する 18 歳未満の子ども若者は 140100 人（39%）に上り、親の病気、失業、死亡、離婚別居、DV 別居によって、子どもは在留資格を喪失する危機に陥り、日本での学校生活の継続が困難となり帰国せざるをえない状況に追いやられている事例は、統計数字は発表されていませんが日本国内どの地域でも発生する可能性があり、珍しい事例ではない。これは日本の移民政策が、労働力として親を呼び寄せることに関心があっても帯同してくる子どもの学びと進路を保障しようとする考えが欠如しているためである。 2020 年より、①18 歳未満で（17 歳までに）日本に入国。②「家族滞在」で在留。③日本の高校で学び、卒業・卒業見込み。④就職先内定の四つの条件が整えば、日本で就労できる在留資格に変更できるとし、2024 年にはさらに「定住者」までの道筋が入管庁から示された。 しかし、制度の狭間に落ちた若者も少なくありません。たとえば、次の様な状況で放置されている者もいる。 1) 学びの途中で日本の学校から切り離され帰国を強いられるもの。 2) 18 歳を超えて入国したため、将来を見通せない「家族滞在」の若者が少なくないこと。 3) 日本の高校へのアクセスを欠いたり、高校を中途退学したりしたため、30 歳を超えてなお「家族滞在」のまま、親の扶養下に置かれ続けている若者が少なくないこと。 4) 上記 2) 3) の中には、「家族滞在」同士のカップルで出産をしたものの、就労が認められないため、独立した生計を営む道を閉ざされ放置されている者。

18 歳未満、在留資格別人数比（2024 年 12 月末現在）



	在留資格	人数	割合
在留期間の制限がない在留資格	永住者	106,886	29.9%
	特別永住者	14,223	4.0%
在留期間（数ヶ月、1年、3年、5年）があり、更新されなければ、帰国せざるをえない。	家族滞在	140,100	39.3%
	その他	95,718	26.8%
合計（18歳未満総数）		356,927	100%

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

非正規滞在者の子どもの教育
関係する条文： ICERD 5 条(e) (v)
関連する CERD 勧告： その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 日本政府は 1990 年代から在留資格のない外国人の子ども若者について、初等・中等教育での就学、引き続き専門学校、短大、大学についても、受け入れが行われてきている。にもかかわらず、小中学校や夜間中学校、大学や専門学校の中には、非正規滞在の学生の受け入れを拒否するところが出てきている。この事はいままでの日本政府の立場に反すると思うが、日本政府の見解及び対応策をうかがいたい。 2) 高等学校授業料全面無償化の対象から、在留資格のない高校生がはずされている事に関して政府の見解、対応を伺いたい。
質問の説明： 日本に在留する移民の中には、正規の在留資格を持たないが、迫害があるなど帰国できない事情をかかえている者がいる。正規の在留を求める申請をしても、手続きに時間がかかり、長期間にわたって非正規滞在のまま在留する家族が存在し、その中には 18 歳未満の子どもたちも存在している。ここではそうした子どもたちの教育課題について報告する。
<u>非正規滞在者が初等・中等教育の学校に行けることを示した指導</u> 日本の文部科学省は、1990 年代から現在に到るまで、在留資格を持たない子ども小・中学校の就学を市町村教育委員会に対して就学につなげるよう指導書や、通達や、国会答弁（2011 年 12 月 16 日）でも答えている。また、1990 年代から在留資格ない子ども若者が、専門学校や大学等で学んだ者も少なくなく、現在でも初等・中等教育を修了した子どもたちが、大学や専門学校に進学するケースも少なくない。こうした子ども・若者の学びの経験は、入管庁が子どもと家族に在留特別許可を与える際（合法化する際に）に、「日本での定着性」を判断する上で、積極要素として採用されてきたが、入学拒否によりその機会さえ奪われている。
<u>非正規滞在者が学校から排除される事例が発生している</u> しかしながらここ数年、在留資格がないことを理由に小中学校での受け入れを拒否されるという事件が数例発生している。また夜間中学の受け入れ対象に「正規の在留をしている者」という条件を付けている自治体が存在している。また、高校生が、専門学校や大学への進学を希望しても、「在留資格がないこと」を理由に受験拒否、合格取り消し、入学許可取り消し、などの方法で受け入れを拒否する事例が発生している。
<u>非正規滞在者は高等学校授業料無償化の対象外になっている</u> 2010 年から高等学校就学支援金制度が開始された。2025 年度から、所得要件を取り払い日本の学校に通うすべての高校生の授業料無償化を宣言した。しかし、この全面無償化の対象からも、非正規滞在者は外されていて自費での支払いが求められている。非正規滞在の親は就労が認められていないので、授業料の支払いができないものが少なくない。この無償化プログラムからの除外は、そうした子どもたちの高等教育へのアクセスを妨げている。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

SPRING²³の生活費支給対象者からの留学生排除
関係する条文：
関連する CERD 勧告： その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 「次世代研究者挑戦的研究プログラム 令和7年度公募用の Q&A」 (最終改訂 2024年9月3日) の Q3-3 で、国籍要件は設けておらず、留学生も対象となると明記されているにもかかわらず、なぜ、1年もしないうちに見直しが行われ、留学生を研究奨励費(生活費相当額)の対象外としたのかを、明らかにされたい。 2) 報道では、留学生以外の外国籍の博士後期課程の学生への研究奨励費については「検討中」ということであるが、検討状況を明らかにされたい。また、もしも対象外とするのならば、なぜそのような対応をするのかについても、明らかにされたい。
質問の説明： SPRING は、博士後期課程の学生(以下「博士学生」)に対して研究奨励費(生活費相当額)を含めた経済的支援を行うことで、研究に専念できる環境を整備し、将来幅広い分野で活躍するためのキャリアパス整備を進めることを目的として、2021年度に導入された制度で、事業実施主体は科学技術振興機構(以下「JST」)がある。 具体的なプロセスは、プログラムの適用を希望する大学が、1名の事業統括のもと、SPRINGの目的にかなうプロジェクトを策定・応募し、JSTの選考によって採択プロジェクトが決定される(25年度採択の新規プロジェクトは13件)。 その後、各大学が支援対象の博士学生を選抜することになるが、25年度まで対象学生の国籍要件はなく、各大学が独自に選抜を行っている。 支援対象となった博士学生に対しては、JSTから290万円/年(上限)が支給される。うち、研究奨励費は、180~240万円/年である。 2024年度の実績では、受給者10,564人、うち4,125人が外国人(39.0%)、うち中国人2,904人(27.5%)である。2025年3月、自民党の有村治子参議院議員は、この数値を取り上げ、「国民の理解が到底得られない」として文科省に対し、制度の変更を求めたことをきっかけとして、見直しが検討されるようになった。加えて、SNSなどでは「(中国人)留学生に一千万円」といったデマも拡散されるようになった。 参考までに、2024年度の博士学生は77,717人、うち外国籍の博士学生は22,119人(留学生以外の在日外国人学生も含む、全体の28.5%)である。日本人の博士学生のなかには企業所属の社会人学生(企業から生活費相当額を受給)も含まれており、受給者が留学生に偏っているとは言えない。加えて、修士等を含めた大学院在籍の外国人学生は63,066人(うち私費留学生51,558人)、うち中国人40,401人(うち37,540人、私費留学生の72.8%)であることに照らせば、(中国人)留学生が偏重されているという指摘は当たらない。なお、大学院在籍学生のうち、留学生ではない在日外国人の学生は4,234人である。 さらに、日本政府は、「日本再興戦略2016」(2016年6月2日閣議決定)において、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すとしており、優秀な外国人留学生の支援は、深刻な労働力不足に直面している日本にとっても、有意義なはずである。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

²³ 次世代研究者挑戦的研究プログラム

外国人への公的扶助制の差別的取り扱い
関係する条文： ICERD 5条(d)(iv)
関連する CERD 勧告： その他の条約機関／UPR が出した勧告：
LOIPR に含むべき質問： 1) 外国人への公的扶助（生活保護）を受給する権利を認めていないのはなぜか？ 2) 生活保護を受けることが出来る外国人を永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者と特別永住者、入管法上の認定難民に限定し、その他多くの外国人が制度から排除されていることについて、その取り扱いの違いの根拠を明らかにせよ。 3) 生活保護を受けることが出来るとされている外国人がその決定に不服がある場合でも不服申し立てが出来ないとする取り扱いがなされているのはなぜか？
質問の説明： 1) 生活保護制度は、日本における最後のセーフティネットの制度として存在し、その適用については「無差別・平等」が原理とされているが、外国人については、その制度の適用外という解釈を政府は行っている。その上で、「生活に困窮する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者と特別永住者、入管法上の認定難民に対しては、行政措置として日本国民と同一の要件の下に同様の保護」を実施しているとしているが、権利として保障したものではないとしており、無差別で平等のはずの制度において差別的取り扱いがなされている。 2) 生活保護を受けることが出来る外国人が永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者と特別永住者、認定難民者に限定されている。そのため、その他の外国人はどんなに困窮しても生活保護を受けることが出来ず（約 377 万人の在留外国人のうち 215 万人の外国人は対象外とされている）、食事も十分摂ることが出来なかったり、ホームレス生活を余儀なくされている者もいるのが実態である。 3) 生活保護の決定に不服があっても、政府は外国人への生活保護は権利として保障したものでないから行政不服審査法による不服申立はできないとしており、行政不服審査法に基づき審査請求をしても審査も行わず請求を却下することが行われている。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

永住者を対象とする新たな在留資格取消事由の創設

関係する条文： ICERD 2条、5条

関連する CERD 勧告：

Early warning and urgent measures procedures

CERD/EWUAP/2024/CS/cs/ks (25 June 2024)

CERD/EWUAP/115thsession/2025/CS/CS/ks (12 May 2025)

その他の条約機関／UPR が出した勧告：

LOIPR に含むべき質問：

永住資格を有する者を含む日本に居住する市民でない者（外国籍者）の人権、とくに本条約およびその他の関連する国際基準の下で保護される権利に不均衡な影響を与えないことを確保するために、日本政府がとった措置について報告を求める。特に、以下について、具体的に説明されたい。

1) 日本政府は、CERD に対し、「改定法では、本人に過失があるとはいえない病気や失業などのやむを得ない事情による公租公課の未納は、永住資格の取消事由として規定せず、支払い能力があるにもかかわらず故意に未納とする悪質な場合に限定している」²⁴ と回答しているが、条文上は、支払義務を認識しつつ支払い能力がないために支払ができない場合も取消事由とされている。日本政府は、実務上、上記のような解釈が確保されるために、具体的にどのような措置をとっている（とろうとしている）のか？

2) 日本政府は、CERD に対し、「在留カードの携帯や更新申請を単に失念したという理由で、『永住者』の在留資格を取り消されることはない」²⁵ と説明しているが、条文上は、入管法上の義務違反については故意の有無を問題にしていない。日本政府は、実務上、上記のような解釈が確保されるために、具体的にどのような措置をとっている（とろうとしている）のか？

3) 日本政府は、CERD に対し「軽微な法令違反は取消事由としない」²⁶ と説明しているが、永住者に対する在留資格取消事由となっている罪には、住居侵入罪や暴行罪、また被害額を問わず窃盗罪も含まれており、軽微な罪により在留資格取消の対象となることもありうるが、日本政府は、この点に関し、永住者の権利に不均衡な影響を与えないため、どのような措置をとっている（とろうとしている）のか？

4) 永住者に対する在留資格取消は、日本で生まれた者や成人前から日本で育った者を含め、日本で長年生活する外国籍者や、日本で家族を形成している外国籍者が対象になることが予想されるが、日本政府は、このような永住者の権利に不均衡な影響を与えないため、どのような措置をとっている（とろうとしている）のか？

5) 日本政府は、CERD に対し、「仮に在留資格の取消事由に該当する場合であっても、直ちに『永住者』の在留資格を取り消して出国させるのではなく、原則として『定住者』等の在留資格に変更し、引き続き我が国に在留させる」²⁷ と説明しているが、条文上は、他の在留資格に変更して在留継続することは保障されていない。日本政府は、この点に関して、具体的にどのような措置をとっているのか？ また、在留資格が「永住者」でなくなることにより社会的信用を失う等の不利益から生じる不均衡に対して、どのような措置をとっているのか？

6) 日本政府は、改定法の施行までに、永住者に対する在留資格取消に関するガイドラインを策定する旨を表明しているが、策定にあたって、日本に在留する永住者を含む外国籍者の生活実態について調査し、また、当事者や市民社会の意見を聴取する予定はあるか？

質問の説明：

2024年6月14日に成立し、2027年4月1日に施行が予定されている入管法等の改定法には、永住者を対象として、新たな在留資格取消事由を創設する内容が含まれている。当該改定法の審議が

²⁴ CERD/EWUAP/115thsession/2025/CS/CS/ks.

²⁵ Ibid.

²⁶ Ibid.

²⁷ Ibid.

行われていた際には、市民社会から多くの反対声明が出された。

改定法については、CERD が 2024 年 6 月 25 日付で、早期警告と緊急アクション手続きに基づく書簡²⁸ を日本政府に送付した。これに対し、日本政府は 2024 年 9 月 25 日付で CERD に対し回答²⁹ を送付し、永住資格取消は、人種差別撤廃条約が規定する人種差別には当たらず、日本に居住する「永住者」の権利に不均衡な悪影響をおよぼさないと報告した。しかしながら、この日本政府の回答は、人種差別撤廃条約および同委員会が採択した一般的勧告 30 の「法律の施行が市民でない者に対して差別的な影響を及ぼさないこと」³⁰ を真摯に検討したものとはとうていいえず、法改定の立法目的や立法事実についての説明も根拠薄弱であり、立法過程の問題も無視している。また、実務上の取扱いについても、日本政府の説明は実際の条項の内容とは異なっており、法施行後に日本政府の説明どおりに実務が運用される保障はない。

なお、日本政府は、法政府までに制度の運用に関するガイドラインを公表する予定であると述べているが、現時点ではまだその内容は明らかにされておらず、また、どのような過程を経て策定されるかも明らかにされていない。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

²⁸ CERD/EWUAP/2024/CS/cs/ks

²⁹ <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425346.pdf>

³⁰ CERD 一般勧告 30 パラ 7

育成就労制度における外国人労働者
関係する条文： ICERD 第5条(e)(i)
関連する CERD 勧告： 2018年 パラ 31,32 その他の条約機関／UPR が出した勧告： <ul style="list-style-type: none"> ・ CEDAW 2024年 パラ 29(c)、パラ 30(a)、パラ 47(a)、パラ 48(a) ・ UPR (2017年) 90、119、161.141、161.169、161.208
LOIPR に含むべき質問： 1) 技能実習制度から育成就労制度への移行を通じ、実施済みまたは計画中の具体的な変更点、改善点について、特に関連組織に関する詳細な情報を求める。 2) 技能実習制度においては、技能実習生が来日前に多額の借金を負ったり、制度的に転職・転籍の自由が認められなかった。また、暴言・暴力、セクシュアル・ハラスメント、低賃金、賃金不払い等、さまざまな人権侵害が発生していた。育成就労制度においては、こうした点に関して、どのような改善が実現することとなるか、明らかにされたい。
質問の説明： 2024年の技能実習法改定により、2027年に育成就労制度に変更されることとなった。 <u>転籍に関する制限について</u> 転籍制限は、技能実習から育成就労への見直し過程において最も重要な論点となり、育成就労では、技能実習とは異なり、一定の要件があれば「本人意向の転籍」が認められることとなった。 しかし、育成就労においても、転籍可能となるまでに要する就労期間について「同一の受入れ機関での就労期間が、1年以上2年以下の範囲内で分野ごとに省令で定める期間を超えていなければならない」とされ、転籍制限の期間が設けられている。3年間とされる育成就労において、2年間の転籍制限がかかる場合、その後の転籍は容易ではない。さらに、技能や日本語能力が、省令で定める一定の水準に達する必要がある。このほか、本人意向の転籍を受け入れる転籍先は、転籍元の費用負担の多くを支払うこととなっており、都市部であれば、都市部以外の地域からの転籍者数に対する制約もある。また、転籍制限期間の見直しに関する規定もない。こうして転籍の保障は極めて限定的なものとなった。 <u>多額の債務負担について</u> 技能実習生は、来日までに職業紹介手数料、事前研修費、渡航費などの名目で多額の債務を負担することが多かった。こうした債務負担について、育成就労では、「送出機関に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していること」とされた。今年4月に示された省令案では、「育成就労計画に記載された報酬の月額に2を乗じて得た額を超えないこととする」とされている。 しかし、現在、技能実習生のほぼ半数を占めるベトナムのように支払い費用額が高い国を想定すると一定の改善となるものの、技能実習生が2番目に多いインドネシアのように支払い費用額が比較的低い国の場合、現状よりも多くの費用額まで認めることとなり、新たな規定を設ける意義がまったく失われるばかりでなく、「2ヶ月分まで取ってよい」というメッセージにもなりかねない。また、ここには、送出機関につながる前に介在するブローカー等への費用負担は含まれていない。 <u>その他の人権侵害</u> 技能実習においては、上記のほか、さまざまな人権侵害が生起しているが、今回の見直し過程においては、ほとんど検討の対象とならなかった。 頻繁に起こる暴言や暴力、セクシュアル・ハラスメント、職場等での嫌がらせ、最低賃金レベルの低賃金や賃金不払いといった深刻な状況への対処は、育成就労においても見られない。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

人身取引
関係する条文： ICERD 2条、5条
関連する CERD 勧告： 2018年 パラ 38 その他の条約機関／UPR が出した勧告： CEDAW 2024年 パラ 30 および 32 ICCPR 2022年 パラ 31
LOIPR に含むべき質問： 1) 締約国は人身取引対策全般を視野に、被害防止、被害者の保護・支援（特に経済的救済）、加害者の処罰（その厳罰化を含む）、各関係機関の連携、責任部局の設置等を定めた特別法を制定することを検討しているか？検討していればその内容、検討していないのならその理由を述べていただきたい。 2) 技能実習以外の在留資格で働く外国人労働者、とりわけ留学生に関して人身取引対策がほとんどなされていない（年次報告書でも言及が皆無）なのはなぜか？今後留学生の人身取引対策をどう行っていくのか？
質問の説明： 1) 特別法の制定は 2018 年総括所見の冒頭で勧告されている ³¹ 。 政府は 2005 年の刑法改正による国内法の整備、人身取引対策行動計画の策定等をもって人身取引対策は万全であると主張する。 しかし、特に「非強制的な搾取形態に適切に対処するための『権力の濫用』『脆弱性』に的を絞った法改正」 ³² は急務である。被害者の多くは自ら応募した職において、また手数料等支払目的で自ら負った借金の存在につけこまれ、労働強制や性搾取の被害に遭うからだ。 被害者の保護・支援も不十分である。特に経済的救済については、国の「犯罪被害者給付金」、地方自治体の「見舞金」等の制度はあっても、人身取引被害者の多くは受給要件に該当しない。適正賃金や損害賠償等を獲得するためには被害者自ら訴訟等の法的手続きをとるしかないが、加害者の特定、加害者の資産把握などの大きな壁があり、実際の救済は非常に困難である。「損害賠償命令」の実効性も、加害者の資力に左右される。刑事手続きの中で加害者から没収された不法収益は国庫に入り、被害者救済には使われない。 加害者処罰についても、依然として執行猶予つき判決や罰金刑のみの事案が多く、犯罪抑止効果は不十分である。人身取引の防止も不十分である。特に労働搾取と性搾取の膨大な需要を主として支えているのは「普通」の人々であるが、これらの人々は何の痛痒も感じていない。 これらの課題に的確に対処するためには、省庁横断的な専門部局を設置し、かつ十分な予算措置を講ずる必要がある。 2) 技能実習生のみならず、外国人労働者の主要な一角を占める留学生（技能実習生とほぼ同じ 30 万人程度）についてもまた、悪質な日本語教育機関により労働を強制されるケースが散見される。 留学生は来日目的が勉学であるため、政府は事前に「経費支弁能力」を調査した上で入国を許可するとしている。しかし実際には、ときには 200 万円を超える多額の借金を抱えて来日し、資格外活動許可を得て就労している者が大半である。脆弱な立場に付け込み、強制的に旅券を提出させたり退学をちらつかせたりして、意思に反する就労を強制する事例が起きている。 政府はそのような被害を認識しており、人身取引に当たりうるケースがあれば在留資格に関わらず対処するとしているが、そもそも留学生の強制労働被害に関する統計すら取っておらず、悪質な斡旋業者や日本語教育機関の摘発にも消極的である。

作成団体： 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）

³¹ CERD/C/JPN/CO/10-11, パラ 38.

³² CEDAW/C/JPN/CO/9, パラ 30.

難民、庇護申請者
関係する条文： ICERD 第2条第1項、第5条、第6条
関連する CERD 勧告： 2001年パラ19、2010年パラ23 その他の条約機関／UPRが出した勧告： 自由権規約委員会 2008年パラ25、自由権規約委員会 2022年パラ33
LOIPR に含むべき質問： 以下に関する詳細な情報を求める： 1) 公的法律扶助を受けることができた庇護申請者の数 2) 「仮放免」を受けている者を含む庇護申請者の世帯を貧困や不安定な状況にさらさないために講じた措置 3) 監理措置制度の導入が、入管収容の長期化の防止に果たした影響に関する最新状況 4) 庇護申請者に対する送還の最新の実施状況 5) 難民申請者及び退去強制令書が発付された者の裁判を受ける権利を保障するためにとった措置
質問の説明： 日本の難民認定手続きは透明性と公平性を欠いており、申請者は十分な手続保障がないままに手続きを進めざるを得ない。例えば、政府は庇護申請者に対して法律扶助を行っておらず、申請者が自ら弁護士を見つけた場合であっても、難民調査官による面接への参加や立ち会いは原則として禁じられている。難民不認定の具体的な理由は明かされず、さらに難民申請者にとってほぼ達成不可能なほど高い立証基準が設定されている。 2024年の難民認定者数は190人で、不認定者数は8,269人であった。認定率は2%をわずかに超えるのみである。1982年の難民条約発効以降、11万7,860人が難民申請者を行い、1,610人が難民として認定された。日本の難民認定手続きと国際基準の乖離が温存される中、数えきれないほどの人びとが、迫害のおそれを強く抱きながらも不認定処分を受け、送還の危機に直面している。 締約国は2023年12月に補完的保護を導入し、2024年には1,661人を認定した。そのうち1,618人はウクライナ出身者である。ミャンマー出身者については、同年、政府は36人を難民として認定し、13人を補完的保護対象者とした。さらに262人に人道配慮による在留を認めたと、そのうち「緊急避難措置」の対象者については、在留は一時的なものであり、より長期の在留資格への変更は認められていない。 締約国において庇護申請者は適切な生活水準と医療を受ける権利を保障されておらず、その結果、申請者は深刻な貧困とホームレス状態に陥っている。政府は一部の庇護申請者に経済的支援を行っているが、受給者数はごくわずかである。昨年は710人が手当を受け取ったが、2024年末の難民申請者数は2万2,974人であった。難民支援 NGO には、路上で寝ることを余儀なくされている庇護希望者からの相談が毎日のように寄せられている。難民申請者の多くは、最初の8か月間は就労が認められておらず、健康保険にも加入することができない。仮放免中の者については、すべての期間において、就労や健康保険へのアクセスが認められていない。 法律上、入管収容は最後の手段として位置づけられておらず、収容期間の上限は定められておらず、収容の必要性に関する定期的な司法審査も行われていない。政府は2024年6月、仮放免に代わる「監理措置」を導入したが、より制限的な制度であり、監理人となる人物を見つけることが、放免に際しての事実上の第一の条件となっている。日本に知り合いがいない人にとって、監理人を見つけることはほぼ不可能である。このように、長期収容の終息には程遠く、一部の人の状況はさらに悪化しているといえる。 政府は2024年6月、送還停止効に例外を設け、3回目以降の難民申請者や一定の犯罪歴を有する難民申請者等の送還を可能とした。この例外措置は、締約国のノン・ルフールマン義務に違反するものであり、深刻な懸念を抱かざるをえない。日本の難民保護の範囲は狭く、すでに不認定処分を2回受けていることは、国際保護が不要であることを意味しない。再申請とその停止効果は、難

民申請者をルフルマンから守る上で重要な役割を果たしてきたのである。

6か月間の出訴期間が設定されているにも関わらず、政府は退去強制令書が出ている難民申請者に対して1か月経過後は強制的に送還すると告知しており、裁判を受ける権利を著しく侵害している。政府は2025年5月に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表し、昨今、送還件数の増加を促している。難民申請者や長年日本に居住している人を含む非正規状態にある移民は、差し迫った送還の危険に直面している。

作成団体：特定非営利活動法人難民支援協会（JAR）

外国籍女性に対する暴力など複合差別

関係する条文：

- 1) 外国籍女性に対する DV： ICERD 5条(a)(b)、6条
- 2) 移住労働外国籍女性の妊娠・出産： ICERD 5条(a)(b)、6条

関連する CERD 勧告：

- 1) 外国籍女性に対する DV
第 10～11 回定期報告に関する総括所見（2018）（CERD/C/JPN/CO/10-11）パラ 25-26
第 7～9 回定期報告に関する総括所見（2014）（CERD/C/JPN/CO/7-9）パラ 17
第 3～6 回定期報告に関する総括所見（2010）（CERD/C/JPN/CO/3-6）パラ 17
その他の条約機関／UPR が出した勧告：
自由権規約委員会第 7 回日本定期報告審査に係る総括所見（2022）（CCPR/C/JPN/CO/7）パラ 19 (c)
女性差別撤廃委員会第 9 回日本定期報告審査最終見解（2024）（CEDAW/C/JPN/9）パラ 27 (c)
- 2) 移住労働外国籍女性の妊娠・出産
その他の条約機関／UPR が出した勧告：
女性差別撤廃委員会第 9 回日本定期報告審査最終見解（2024）（CEDAW/C/JPN/9）パラ 48 (a)

LOIPR に含むべき質問：

委員会が前回総括所見を公表してから回答時点までについて、政府が行った以下の点について、明らかにされたい。

外国籍女性に対する DV

- 1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者である外国籍女性が、在留資格の有無および内容に関わらず、公的シェルターの入所や生活保障を含めた支援サービスを確実に受けられるようにするための施策の有無・内容
- 2) 婚姻関係に基づいて在留資格が認められている DV 被害者の外国籍女性（在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、および「家族滞在」である外国籍女性）が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ないような影響を与えることがないようにするための入管法改正および運用指針変更等の施策の有無・内容
- 3) DV 被害者の外国籍女性の在留諸申請、および申請に対する許否についての情報開示の有無

外国籍移住労働女性の妊娠・出産

- 1) 外国籍移住労働女性、特に、あっせん機関を介し移住する外国籍女性労働者について、妊娠を理由とした解雇や民間事業者による事実上の帰国強制から、保護するための法改正および施策の有無・内容

質問の説明：

外国籍女性に対する DV

- 1) DV の被害者である外国籍女性が、在留資格を持たない場合、被害者に対する保護より、入管法違反への対応が優先されるという問題がある。2021 年 3 月 6 日、警察に対し DV からの保護を求めたスリランカ国籍の女性が、被害者としての保護を受けられず入管に収容された末に、適切な医療を受けられず死亡した事件が発生した。当時既に、入管の内部規則は、DV 被害者について原則として入管の収容施設に収容しないなどの規程を設けていたが、名古屋入管は、当該規則に従った対応をとらなかった。

DV の被害者である外国籍女性が、在留資格を喪失している場合や自立支援にかかわる福祉制度の適用が認められない制限的な（不安定な）在留資格の場合、公的シェルターへの入所を断られるケースが多くみられる。

- 2) 婚姻関係に基づいて在留資格が認められている外国籍女性については、DV により避難または離婚したことによって在留資格を喪失し、非正規滞在となり、退去強制の処分を受ける問題がある。

具体的には、a)婚姻関係に基づいた在留資格が取消され非正規滞在となる問題、および b)在留資格の期限到来の際に更新がされず、かつ他の種類の在留資格への変更も認められず在留期間を経過して非正規滞在となる問題が生じている（件数としては b)の問題が多いと思慮される）。このため被害女性が、在留資格の喪失や退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ない事態や、避難後に加害者の元に戻る事態が生じている。

3) 入管庁の内部規則においては、DV 被害を訴えている者が、在留期間更新、在留資格変更、および在留特別許可を求めた事案については、本庁に報告するように規定している。DV 被害者に対する適切な在留審査がなされているかの検証において、当事者の上記各申請に対する在留審査の結果は重要なデータであるが、政府は、市民団体からの求めにも関わらず、当該データを開示していない。

外国籍移住労働女性の妊娠・出産

男女雇用機会均等法によって、労働者に対する妊娠・出産による不利益取り扱いが禁止されているにもかかわらず、特に、あっせん機関を介し移住する外国籍移住労働女性たちは、監理団体や雇用主、送り出し機関によってしばしば恋愛や妊娠を禁止され、妊娠すれば強制帰国を強いられる等、非人道的な処遇を受けている。また、必要な保健サービスおよび支援に自力でつながることができないことが多い。

強制帰国を恐れ予期せぬ妊娠をした技能実習生が支援に繋がらず孤立出産へと追い込まれ、刑法 190 条死体遺棄罪や刑法 219 条保護責任者遺棄等死傷罪の容疑で逮捕されるといふ事件が後を絶たない。2020 年 11 月に予期せぬ妊娠をしたが強制帰国を恐れ誰にも相談できずに一人で自宅で死産をした後、33 時間の間子どもの遺体を自宅に置いていたことで死体遺棄の罪に問われた技能実習生は、2023 年 3 月に最高裁で無罪が確定した。しかしその後も、技能実習生が孤立死産により死体遺棄罪に問われるケースが発生している。

作成団体： 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）